

千代田町第六次総合計画

- 基本構想
- 後期基本計画
- 第三期千代田町総合戦略

未来志向



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち」 を目指して



千代田町は、先人たちが築き上げてきた、利根川がもたらす豊かな水を利用し、米麦作を中心とした農業と2つの工業団地を有し、農業と工業が高度に一体となり発展してきたまちです。江戸時代には、利根川を利用した江戸への水運の拠点として繁栄を誇り、今では、利根川沿いでも唯一残っている橋のない県道である「赤岩渡船」として、姿形を変えながら、川の流れのように時を刻んでおります。

現在、我が国では、人口減少社会に加え、景気の低迷や大規模な自然災害の増加、そして新たなコロナウイルス感染症の発生など、経験したことのない未曾有の課題へ対応していく必要があります。

本町においても、住民アンケートの結果から、「防犯対策」・「公共交通」・「道路や橋梁」など、様々な課題が山積していることがわかります。千代田町を後世により良い形で引き継ぐことは、現代を生きる我々の使命であり、これら一つずつ丁寧に、かつスピード感を持って、解決していかなければなりません。

今後のまちづくりの新たな道標とすべく、令和3年度から令和10年度までの8年間を計画期間とした「千代田町第六次総合計画」を策定いたしました。

今回の総合計画では、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略をこの計画の一部として組み込み、「人口減少社会に対応したまちづくり」を重点施策とするとともに、SDGsの17の目標を基本計画に関連付け、その達成にも貢献できるよう取り組んでまいります。

また、平成6年に宣言しました「人にやさしい美しいまち」を念頭におきながら、これまでの将来像を継承し、新たな将来像を「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」と設定し、重点施策を中心に様々な施策を展開してまいります。

千代田町の10年後・20年後を思い描き、官民が協力し合いながら、「千代田に住んで良かった」と感じられるような、未来志向のまちづくりを推進していきますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、千代田町総合開発計画審議会の皆さまをはじめ、千代田町議会議員の皆さま、アンケートなどにご協力いただきました関係者の皆さま、そしてご意見ご協力をいただきました全ての皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

千代田町長 高橋 純一

目次

I	基本構想 序論	1
	第1章 計画策定の目的	2
	1 千代田町第五次総合計画の振り返り	2
	2 計画策定の目的	2
	第2章 計画の位置づけと策定方針	3
	1 計画の位置づけと策定方針	3
	2 SDG s を踏まえた取組みの推進	4
	第3章 計画の期間と構成	5
	第4章 計画の進行管理	5
	第5章 千代田町の概況	6
	1 本町の概要	6
	2 人口・世帯の動向	7
	3 産業構造	8
	第6章 町民のニーズ	9
	1 アンケート調査結果（町への愛着と今後の居留意向）	9
	2 アンケート調査結果（一般住民の各施策への満足度と重要度）	10
II	基本構想 本論	11
	第1章 計画の基本的方向	12
	1 町の将来像	12
	2 計画の基本理念	12
	3 基本構想の全体像	13
	第2章 将来人口の推計	14
	第3章 6つの施策の方向性	15
	重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに【総合戦略】	15
	基本施策1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり【生活環境】	15
	基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】	15
	基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり【教育・文化】	16
	基本施策4 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり【産業振興】	16
	基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり【町民と行政の協働】	16

第4章 施策の体系図	17
III 後期基本計画	19
重点施策 人口減少社会に対応したまちづくり	20
重－1 新しい雇用環境の創出	22
重－2 定住・移住促進	26
重－3 結婚・出産・子育て支援	30
重－4 人の交流促進	34
基本施策1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり	38
1－1 安全で安心した生活の確保	38
1－2 快適な生活環境の確保	46
1－3 生活利便性の向上	54
基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり	58
2－1 保健・医療の充実	58
2－2 安心な暮らしのための福祉の充実	66
基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり	72
3－1 学校教育の充実	72
3－2 生涯学習の充実	76
3－3 文化の振興	84
基本施策4 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり	88
4－1 農林業の振興	88
4－2 商業の振興	90
4－3 工業の振興	92
4－4 観光の振興	94
4－5 勤労者行政の推進	96
基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり	98
5－1 共生社会の推進	98
5－2 町民参加の推進	102
5－3 行財政運営	106
参考資料	115

I 基本構想 序論

第1章 計画策定の目的

1 千代田町第五次総合計画の振り返り

本町では、平成23年度から令和2年度を計画期間とする千代田町第五次総合計画（以下「第五次総合計画」という。）を策定し、町の将来像として「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」を定め、各分野で計画的にまちづくりを進めてきました。

第五次総合計画では、5つの基本施策を立て、「生活基盤」「保健・医療・福祉」「教育・文化」「産業振興」「町民と行政の協働」のそれぞれの分野で、合計58の施策を実施してきました。

これらのほとんどの施策は順調に実施され、着実に成果を上げてきました。一方で、一部の分野については、予定していた取組みが十分でなかったり、あるいは成果に結びつけることができなかったりと、いくつかの課題も出されています。これらの成果と課題を踏まえ、新しい時代に即した総合計画の策定に取り組みます。

2 計画策定の目的

わが国では、総人口が減少する時代に移行し、少子高齢化が加速するとともに、さらなる国際化、高度情報化が進み、社会経済環境が大きく変化しています。また、これまでにない自然災害の増加や新しい感染症の発生などにより、私たちの社会は経験したことのない様々な課題への対応に迫られています。

このような状況の中、これまでのまちづくりの成果を継承・発展させつつ、住民一人ひとりが力をあわせて新たな時代に挑んでいくためのまちづくりの指針として、「千代田町第六次総合計画」（以下「第六次総合計画」という。）を策定します。

第2章 計画の位置づけと策定方針

1 計画の位置づけと策定方針

総合計画は、地方自治法により、その一部分である基本構想の議会での議決が義務付けられていましたが、自治体の政策の自由度を高めるため、平成23年8月にこの規定が廃止されました。

そのため、各市町村は、これまで通り総合計画を策定していくのかどうか、そして策定する場合はどのような位置づけにするのかを改めて検討することが求められています。本町では、町の行政運営全体の指針を取りまとめ、広く住民に対しまちづくりの長期的展望を示す必要があると考え、引き続き総合計画を町の最上位計画と位置づけると同時に、基本構想を町議会において議決することとします。

また、平成28年3月には、人口減少対策を目的とし、「千代田町総合戦略」（以下「第一期総合戦略」という。）を策定しています。第一期総合戦略は、当初、令和元年度を計画終了年度としていましたが、人口減少対策は町として重要な施策であること、また、総合計画との整合を図る必要があることから、第六次総合計画策定にあわせ計画期間を1年延長し、総合戦略を総合計画の一部として組み込むこととします。

策定に当たっては、住民に対しても分かりやすい計画を目指し、盛り込む施策を厳選して体系を明確にするとともに、数値目標を設定するなど、簡潔明快な計画となるよう努めます。



総合計画と総合戦略を一本化

2 SDGs を踏まえた取組みの推進

SDGs（エスディー・ジーズ）は持続可能な開発目標を意味し、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことです。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールなどが設定されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。そのために、関わりのあるすべての人が、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが求められています。これらの考え方を取り込みながら、本総合計画を策定し、SDGs の達成に貢献していきます。



第3章 計画の期間と構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

1 基本構想（計画期間：令和3年度～令和10年度）

基本構想は、序論において総合計画の趣旨や背景を示し、本論において、基本的な考え方、将来像、そしてこれを実現するための政策の基本的な方向を示すものです。

2 基本計画

（計画期間：前期：令和3年度～令和6年度／後期：令和7年度～令和10年度）

基本計画は、基本構想の実現を目指し、施策の具体的な内容を分野別に体系化し、その方針を明確化したものです。

3 実施計画（計画期間：令和3年度～令和10年度）

実施計画は、基本構想で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法などを具体化した事業で示し、各年度の予算編成の指針となります。また、毎年度事業計画を策定するローリング方式を採用し、実効性の確保に努めます。

年度	令和	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
	西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基本構想	8 年間								
基本計画	前期基本計画（4 年間）					後期基本計画（4 年間）			
実施計画	8 年間（ローリング方式により毎年見直し）								

第4章 計画の進行管理

総合計画を実効性のあるものにするため、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返す、いわゆる「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

基本計画については、設定している「重要業績評価指標（KPI）」及び「目標指標」を基に進捗状況の評価を行うとともに、前期4年間での振り返りを行い、後期基本計画に反映させることとし、実施計画についても、ローリング方式による評価を毎年行い、より効果的・効率的な推進が図られるよう、計画期間中であっても随時、見直し・改善を行っていきます。

第5章 千代田町の概況

1 本町の概要

本町は、群馬県の南東部に位置し、南に雄大な利根川を望み、その左岸に沿って東西に長い人口約 11,200 人の自然に恵まれた緑豊かな美しい町です。

四季折々に表情を変える本町は、昭和 30 年の町村合併により当時の千代田村が誕生し、昭和 57 年 4 月 1 日の町制施行により千代田町として現在にいたっています。その間、偉大なる先人たちをはじめ、町民一丸となって幾多の試練を乗り越え、農業・商業・工業の振興、社会福祉の充実や教育文化の向上に懸命の努力が注がれ、大きな成果をあげてきました。

特に、利根川がもたらす豊富な水を利用した、稲作やビール麦などの米麦作を中心とした農業と 2 つの工業団地を核とするとともに、新たな商業集積を図るなど、農業・商業・工業のバランスのとれた町として、発展しています。

また、利根川で唯一残り、水上を走る県道である赤岩渡船、川面に映る燈ろうの灯と花火が美しい夏のお祭りである「千代田の祭川せがき」、100 年近くの伝統を誇る植木づくりの盛んな「植木の町」であることなど、千代田町ならではの特色を大切に育んできました。

本町では、豊かな自然、歴史、伝統文化の特性を生かしつつ、次代を担う子どもたちの健全育成や町民の方々が安全で安心した生活が送れるよう「人にやさしい美しいまちづくり」を目指し、特色ある施策に取り組んでいます。さらに、町民と行政とがお互いの問題意識を共有し、それぞれの役割を担いながらパートナーシップを築き、対等な立場で「まちづくり」を提案・実行していく「協働のまちづくり」を推進しています。

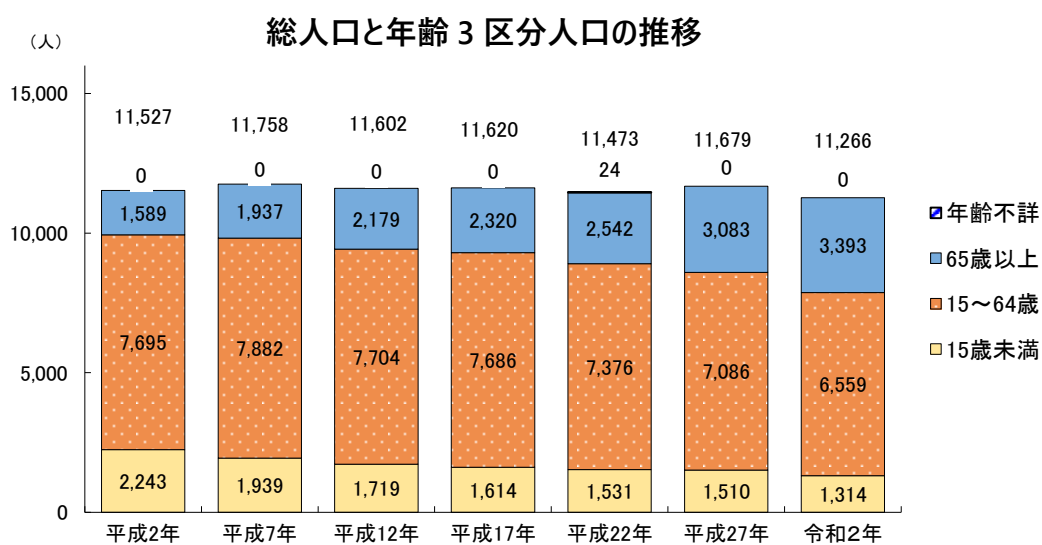


140 年以上の歴史のある夏の風物詩

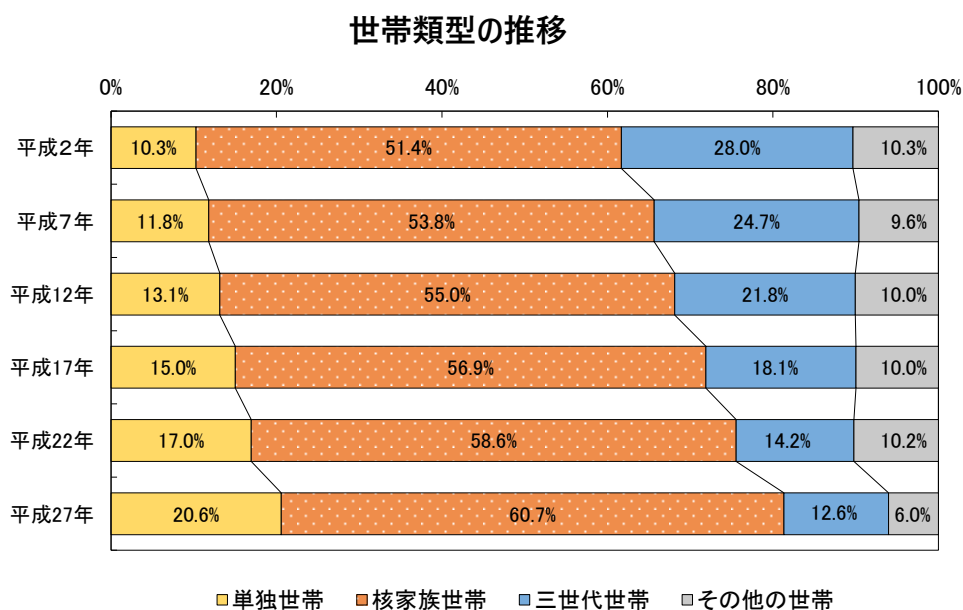
2 人口・世帯の動向

総人口について平成2年からの推移をみると、平成7年の11,758人をピークにし、その後増減を繰り返しながら、全体的な傾向として総人口は減少し始めていると考えられます。そして、15歳未満の年少人口や、15～64歳の生産年齢人口は減少し続ける一方で、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加しており、少子高齢化が進んでいます。

また、世帯類型の推移では、核家族世帯が最も多くなっています。一方で単独世帯は一貫して増加し、三世帯世帯は減少し続けています。



資料：平成2～27年は国勢調査、令和2年は住民基本台帳



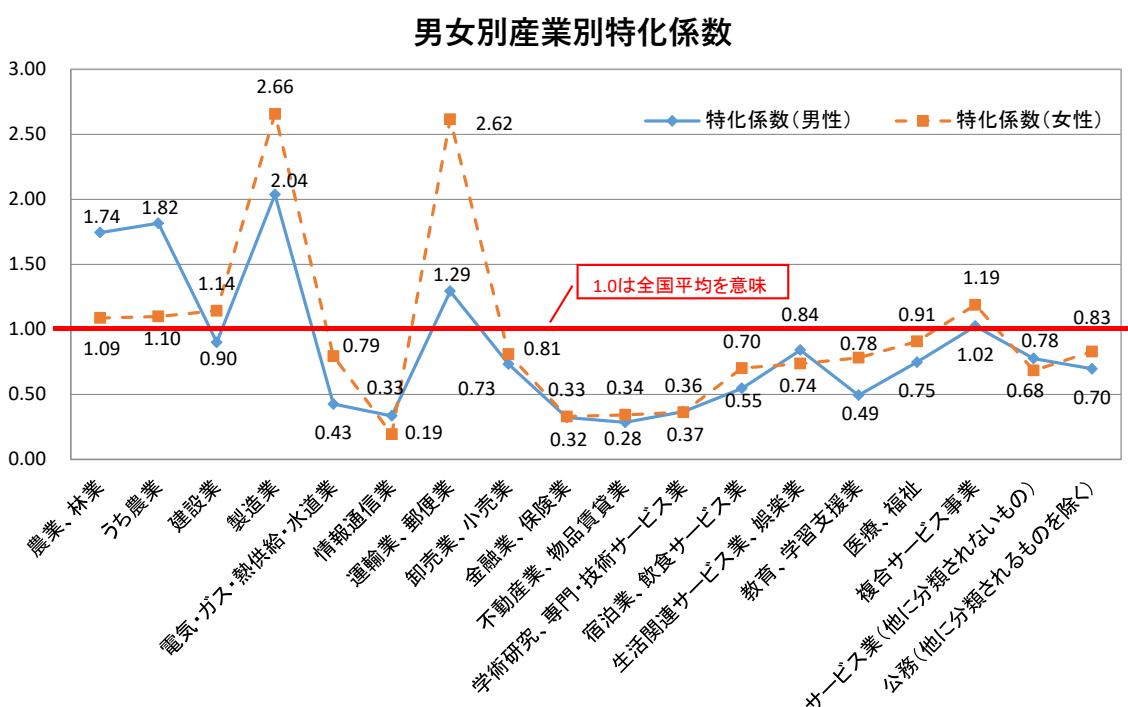
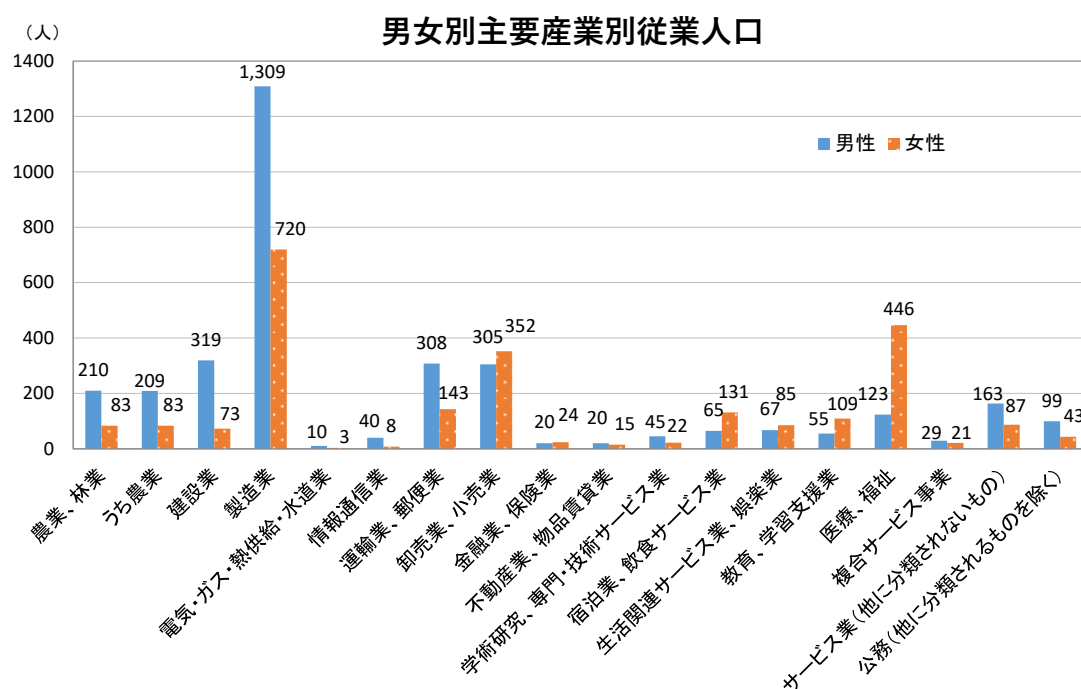
資料：国勢調査

3 産業構造

町内に住む男女別の主要産業別従業人口についてみると、男性は製造業が最も多く、次いで建設業、運輸業・郵便業、となっています。女性も製造業が最も多く、次いで医療・福祉、卸売業・小売業、と続いています。

産業別特化係数※についてみると、男性・女性ともに製造業が最も高く、次いで男性では農業、女性では、運輸業・郵便業が高くなっています。

※産業別特化係数：A産業の特化係数＝町内のA産業の就業者比率／全国のA産業の就業者比率。1より大きい場合、全国平均より就業者が多いことを意味する。



資料：平成 27 年国勢調査

第6章 町民のニーズ

第六次総合計画の策定に当たり、町民の町に対する認識や今後のまちづくりに対する意見をうかがい、本町として取り組むべき課題を明らかにするために、住民アンケートを実施しました。また、次世代を担う中学生にもアンケートを実施しています。

この他、地区懇談会や「町への手紙」などを通して町民意見の把握に努めています。

住民アンケート調査の概要

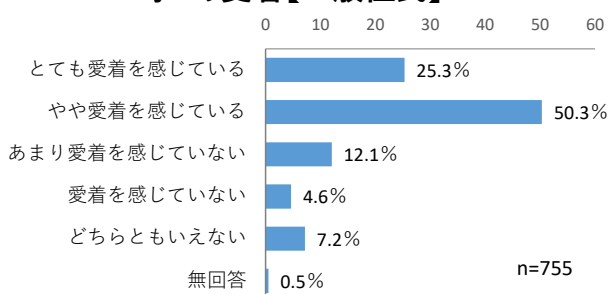
	一般住民調査	中学生調査
調査対象	千代田町に居住する 18歳以上の2,000名	千代田中学校の2年生
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	しっかい 悉皆調査※
実施時期	令和元年9月	令和元年7月
配布数	2,000件	96件
有効回収票	755件	96件
回収率	37.8%	100.0%

※悉皆調査…調査対象全数を調査するもの

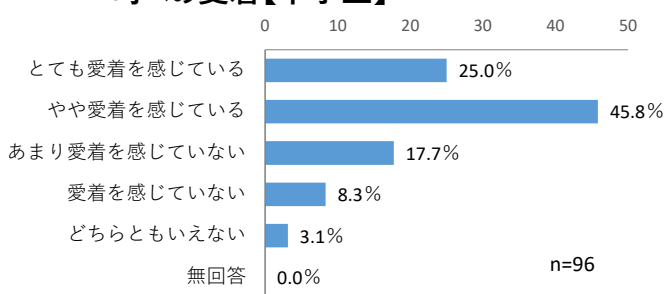
1 アンケート調査結果（町への愛着と今後の居留意向）

町への愛着については、一般住民の方が中学生に比べてやや愛着が強いものの、中学生も約7割が愛着を感じています。一方で、今後の居留意向については、一般住民では7割強が住み続けたいと考えているのに対し、中学生では4割半程度にとどまっています。

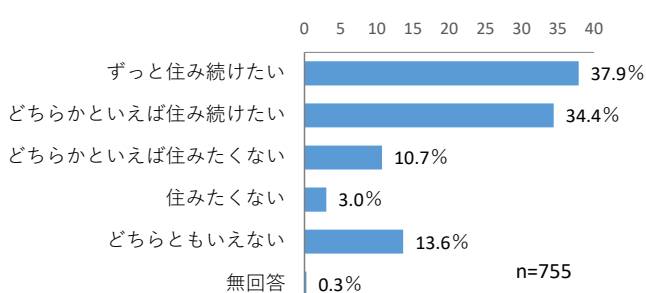
町への愛着【一般住民】



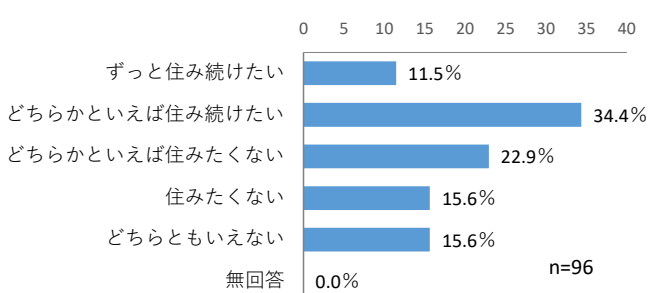
町への愛着【中学生】



今後の居留意向【一般住民】



今後の居留意向【中学生】



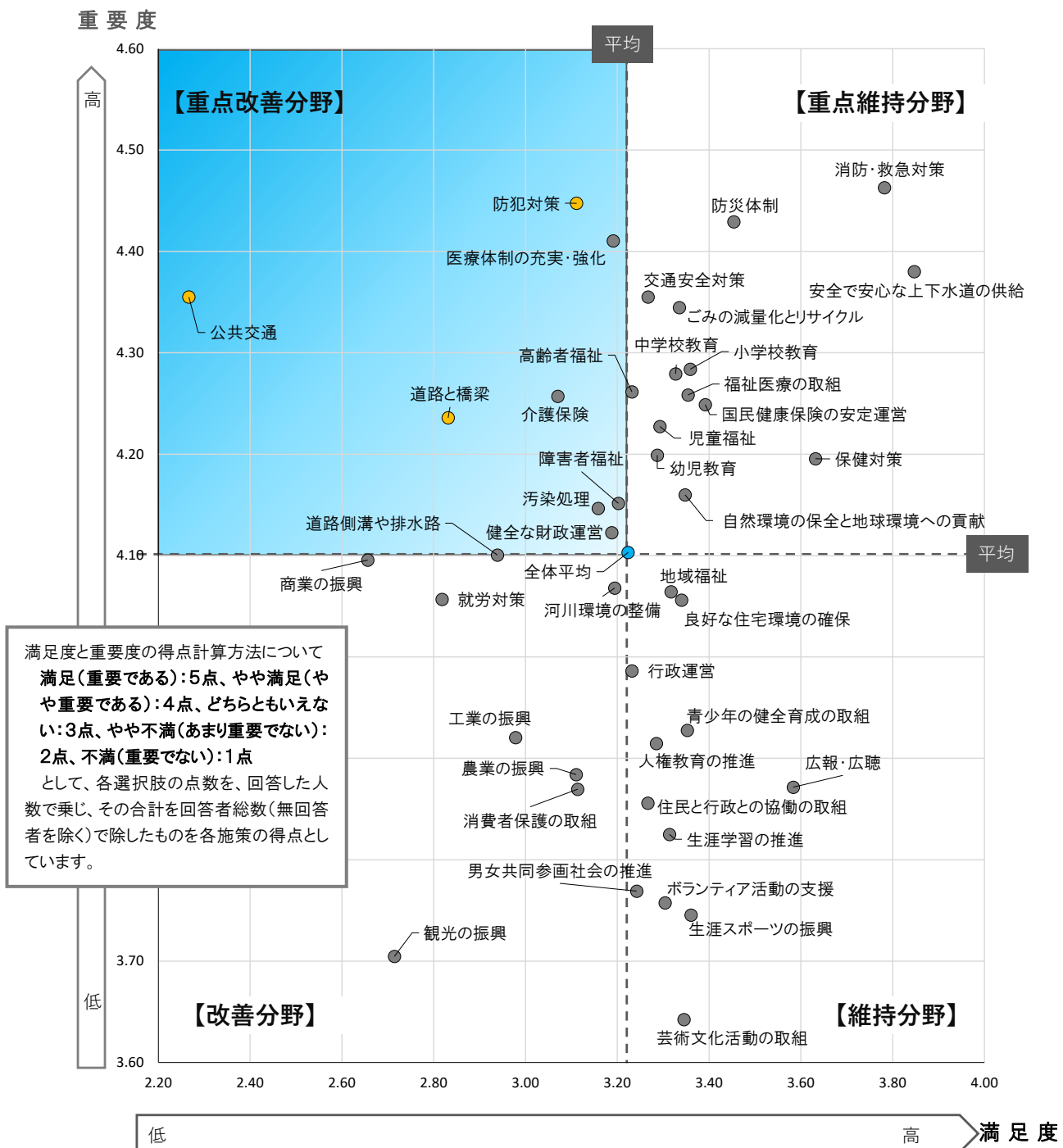
注) グラフの数値は四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

2 アンケート調査結果（一般住民の各施策への満足度と重要度）

各施策分野についての満足度・重要度を、満足度を横軸に、重要度を縦軸にとり、回答内容を点数化したものを4つの分野に分けて散布図としてまとめました。

このグラフにおいて、重要度は高いとされるものの、満足度が低い左上の領域を「重点改善分野」としています。これらは、町として重点的に取り組んでいくべきと考えられる施策が集まっています。具体的には、「公共交通」「防犯対策」「道路と橋梁」などが含まれています。

千代田町の各施策に対する町民の満足度と重要度



資料：第六次総合計画策定のための住民アンケート調査

Ⅱ 基本構想 本論

第1章 計画の基本的方向

1 町の将来像

第六次総合計画における本町のめざす姿を示すまちづくりの将来像を次のように定めます。

本町の今後8年間のまちづくりのキャッチフレーズとなります。

将来像

『共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ』

第六次総合計画においては、これまでのまちづくりの考え方を継承しながら、将来像を「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」と設定しました。

今後、本町が持続的に成長・発展するためには、住みよい気候・風土や豊かな自然を財産として、文化や伝統を継承・活用しつつ、町民や企業、そして行政が協働しながら、一体的に活力あるまちづくりを進めることが必要となります。

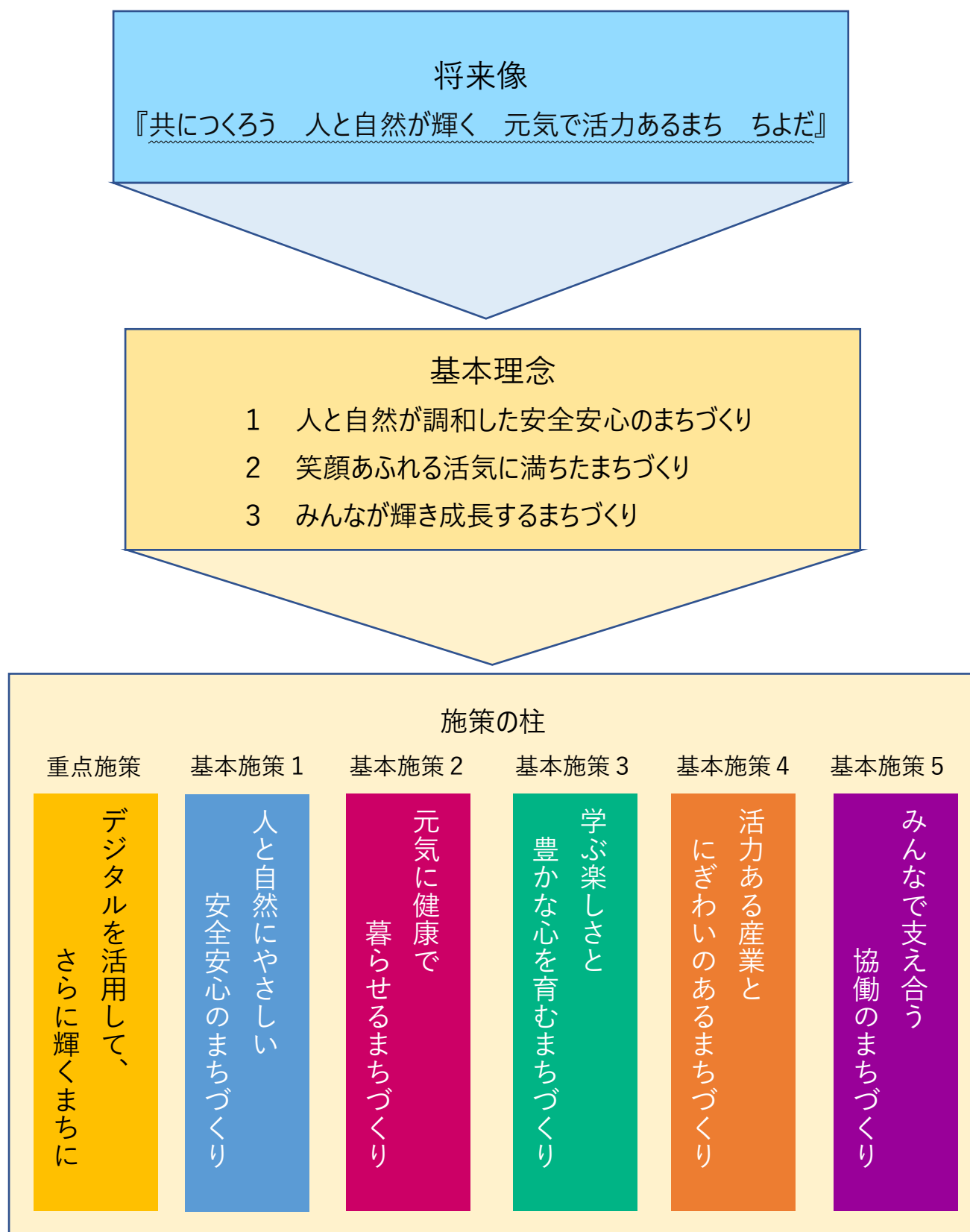
2 計画の基本理念

将来像を実現するため、また、本町全体の魅力を一体として高め、住みよいまちづくりを進めていくための基本理念として、3つの柱を設定します。

- (1) 人と自然が調和した安全安心のまちづくり
- (2) 笑顔あふれる活気に満ちたまちづくり
- (3) みんなが輝き成長するまちづくり

将来像及び3つの基本理念の実現のため、まちづくりの施策の柱を6つ掲げ、各分野ごとに施策を展開することで、今後のまちづくりに取り組んでいくものとします。

3 基本構想の全体像



第2章 将来人口の推計

将来人口の推計は、地方人口ビジョン策定のため国が提供している人口推計ワークシートを利用し、国勢調査データによる人口の純移動率などを用いながら、基準となる人口は検証のしやすさから住民基本台帳人口を用い、長期の将来人口推計を行いました。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計に準拠したモデルでは、本町の将来人口は令和12年に10,758人、令和42年に8,324人に減少するとされています。

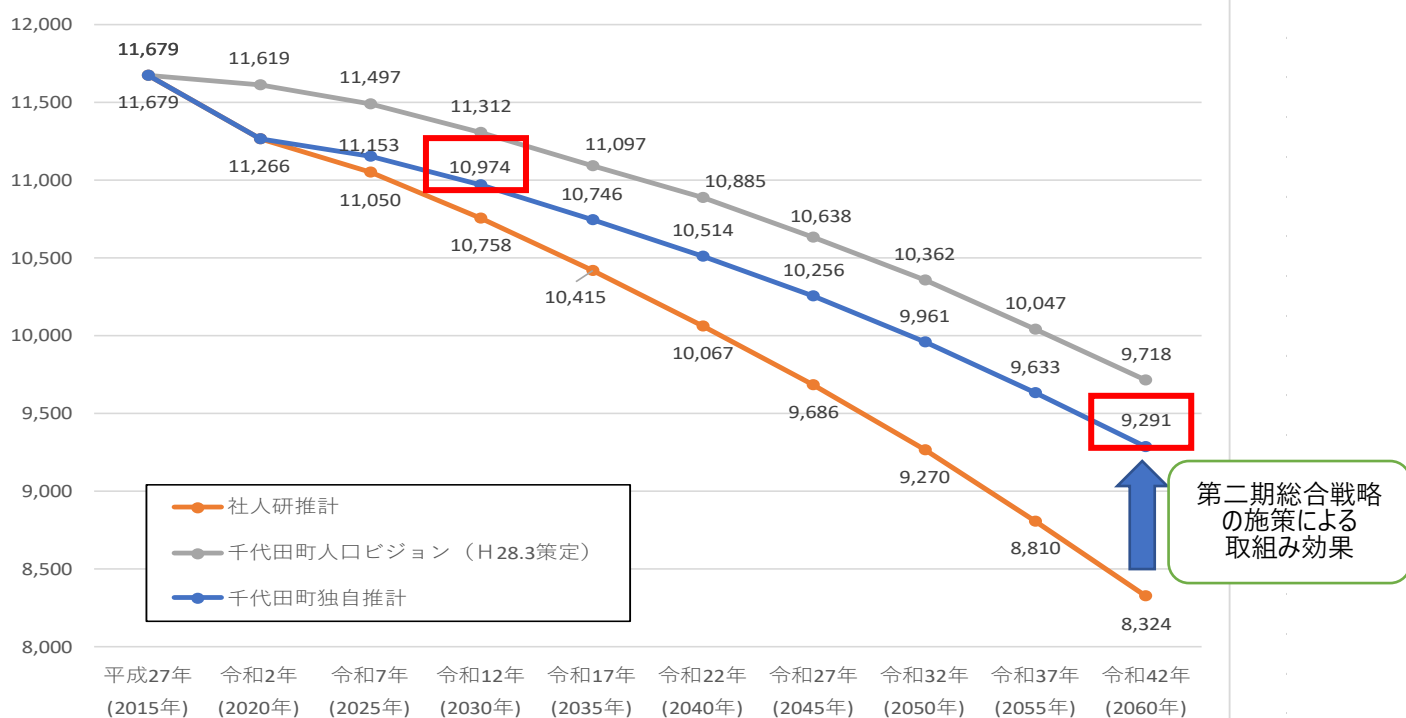
本町では平成28年3月に「第一期千代田町人口ビジョン」を策定しており、その際の令和2年の人口は約11,600人、令和42年では約9,700人を目標としておりましたが、令和2年1月現在の本町の人口は約11,300人となっており、目標としていた人口より下回っており、さらなる人口減少対策が求められています。

国の全体の人口が減少する中、第一期の人口目標を維持することは、現状では困難と考えられるとともに、一方で町の取組みの効果が出るには時間がかかることが想定されます。このため、今回の第六次総合計画（第二期総合戦略）においては、推計の基準とする人口は現時点の実績値を採用しながら、合計特殊出生率や社会移動の設定については、第一期と同様に人口減少対策の取組みを踏まえたものとし、令和10年に11,000人、令和42年で9,300人の人口維持をめざすこととします。

将来人口
展 望

令和10年(2028年)に 11,000人維持
令和42年(2060年)に 9,300人維持

将来人口の推計



注) 平成27年、令和2年は実績値、令和7年以降は推計値。

第3章 6つの施策の方向性

将来像の「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」を実現するために、人口減少対策である重点施策と、5つの基本施策を今後のまちづくりの方向性とします。

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに【総合戦略】

- ・ 今後さらに加速していくことが予想される少子高齢化、そして人口減少に対応するため、デジタルを活用して快適な住民生活が送れるまちを目指します。
- ・ 企業誘致や就労・起業支援による新しい雇用の創出、定住者への経済的支援などによる定住・移住促進、子育て支援等による子育て世代の定着、そして人の交流を促す各種施策に取り組み、定住人口の維持・増加に努めます。

基本施策1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり【生活環境】

- ・ 災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策等を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ・ 快適な生活環境と持続可能なまちづくりを両立させるため、計画的な土地利用を推進します。
- ・ 豊かな水や緑とともに、快適な住環境づくりを進めます。また、地球環境の保全に向け、廃棄物の減量化・資源化の促進や、環境保全・環境美化活動の強化を図ります。
- ・ 幹線道路網の整備と生活道路の整備に努めます。さらに、住民の生活利便性を向上させるべく公共交通体系の整備に取り組みます。

基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】

- ・ 健康で安心して暮らすことができることを基本とし、誰もが生涯にわたっていきいきと暮らせるまちづくりを目指します。
- ・ 子どもから高齢者まで安心して暮らせるよう、保健・福祉サービスや医療体制の充実に努めます。
- ・ 地域包括ケアシステムの推進に加え、障がい者や子ども等も含めて相互に支え合う地域共生社会の実現を目指します。
- ・ 誰もが生きやすい地域社会となるよう、人権教育や人権啓発等に努めます。
- ・ 新しい感染症に対し、適切な対応がとれるよう、各種体制づくりに努めます。

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり【教育・文化】

- ・子どもたちの個性と創造力を伸ばし、生きる力と豊かな心を育むため、特色ある学校教育の推進や地域が一体となった教育環境の充実を図ります。
- ・学ぶ楽しさを感じられ、また学ぶことで豊かな心を育めるよう、教育・学習環境の充実と歴史文化の維持・活用を推進します。
- ・青少年の健全育成を通して、未来を担う人財の育成や創造性豊かな人づくりに努めます。
- ・誰もが生きがいを持って暮らすために、生涯にわたり自ら学び続けることのできる学習環境の充実や、地域固有の歴史・文化と資源を最大限に活用したまちづくりに努めます。
- ・心身の健康の増進を図るため、年齢や体力にかかわらず、スポーツやレクリエーションを楽しめるよう、生涯スポーツを推進します。

基本施策4 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり【産業振興】

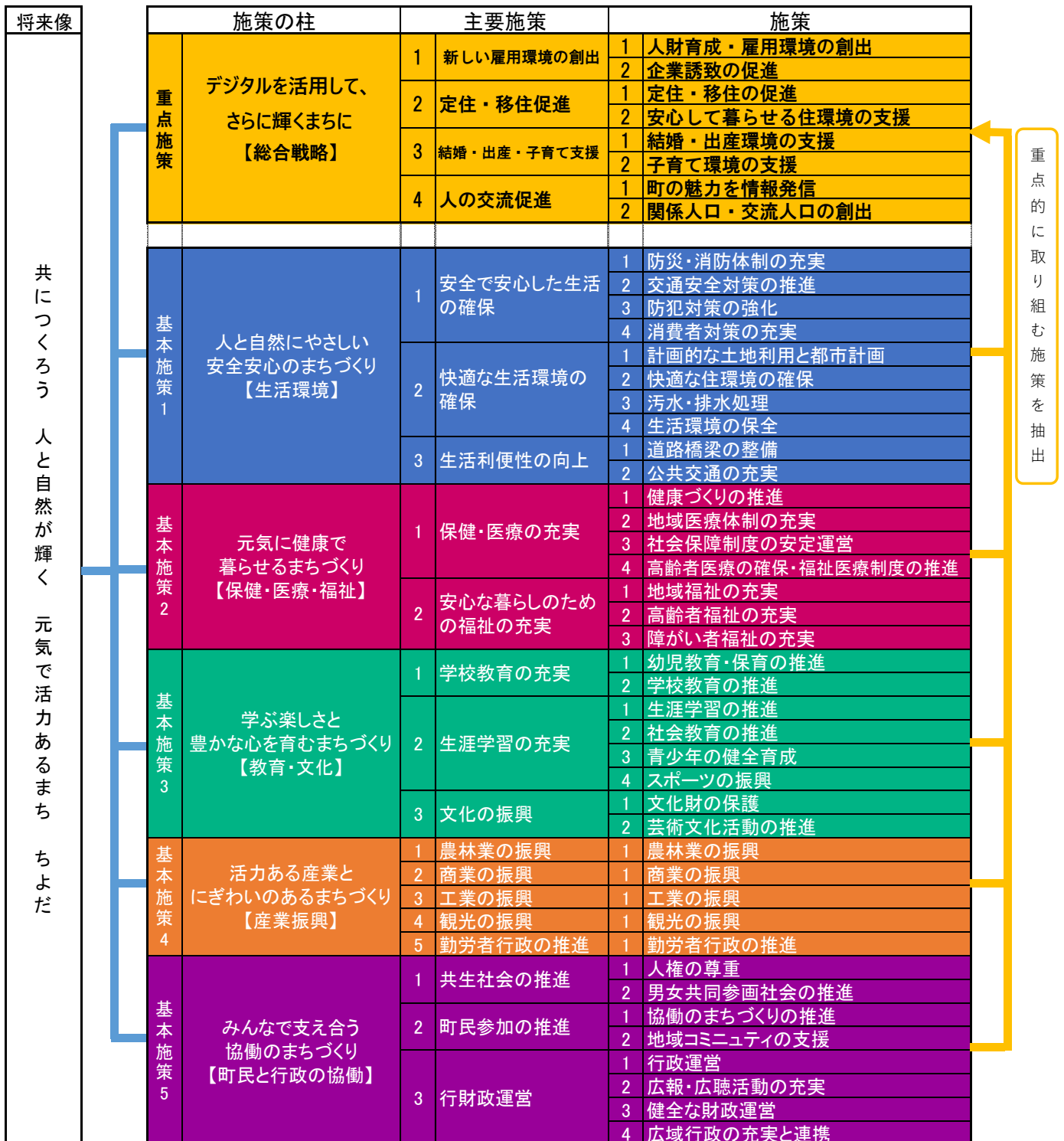
- ・各種産業を振興することで、雇用を創出し人々を定着させ、にぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・農業、商業、工業のバランスのとれた発展を図るとともに、変化する社会経済情勢に対応するため、県・ＪＡ・商工会等との連携を強化し、産業の振興に努めます。
- ・観光の振興に向けて、既存の特産物・観光資源のPRを行いながら、新たな特産物や観光資源の発掘・利活用を図ります。

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり【町民と行政の協働】

- ・町民や町に関係する人が地域活動やコミュニティ活動に参加することで、行政だけでは解決できない課題に対応することが可能となり、またそれがまちの魅力ともなるため、町に関係するすべての人がまちづくりに参画できる仕組みづくりを推進します。
- ・地域に開かれた町民参加による行政運営を一層進めるため、広報紙・インターネット・ホームページ・各種SNSなど様々な媒体で行政についての広報活動を行うとともに、地区懇談会や「町への手紙」などを通じて、きめ細かい広聴活動に努めます。
- ・地方分権の進展の中で、今後も増え続ける行政需要に対応するため、さらなる行政改革を推進するとともに、健全な財政運営の確保に努めます。

第4章 施策の体系図

将来像の実現に向けて、以下の体系に沿った施策を展開します。

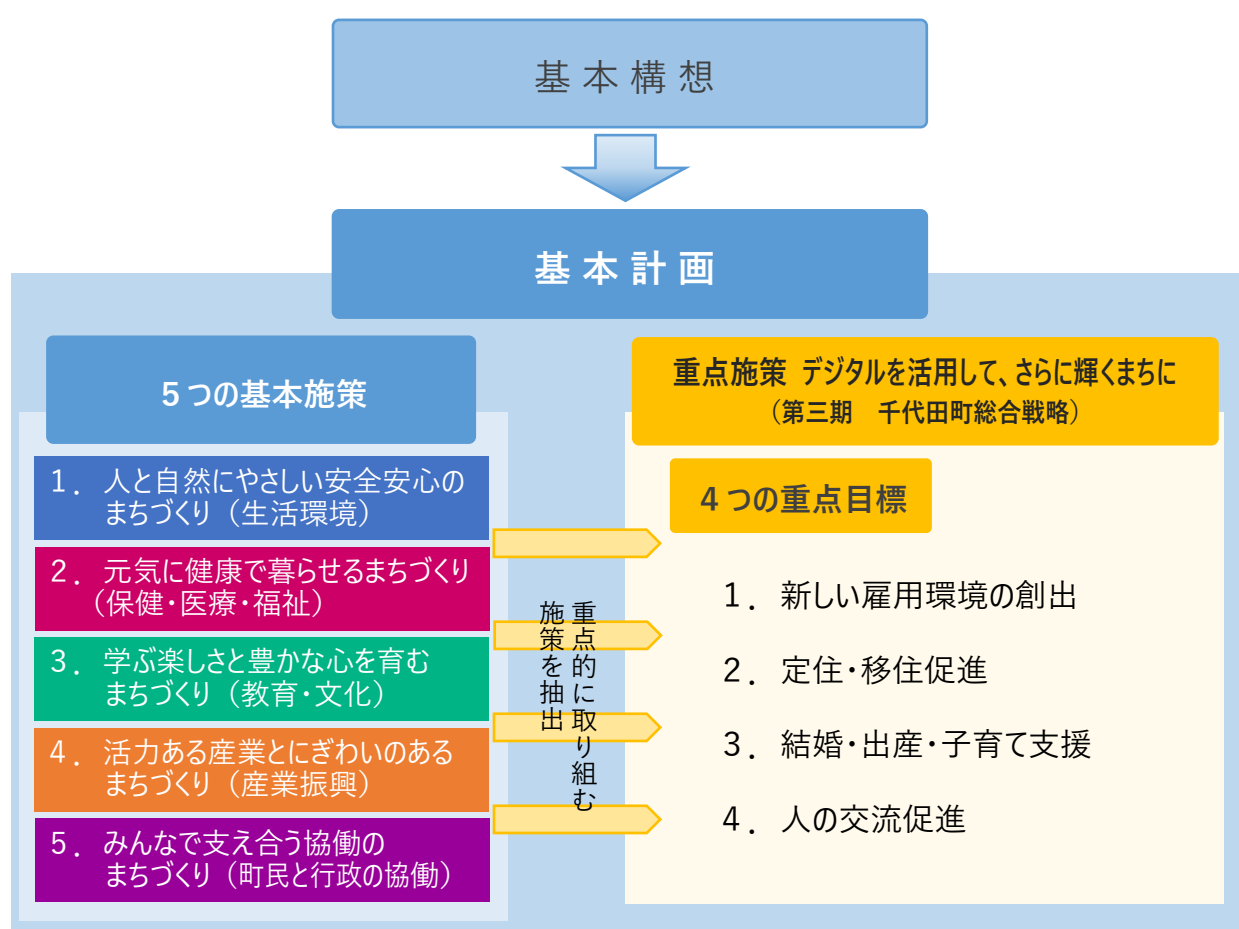


Ⅲ 後期基本計画

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに (第三期 千代田町総合戦略)

今後、本町においても人口減少・少子高齢化が進行していくと見込まれる中、活力のあるまちを維持するには、第二期総合戦略の枠組を継承しつつ、デジタルの活用など新たな視点や施策を検討し、必要な取組みを強化し、戦略的にまちづくりを推進していく必要があります。

重点的に取り組む施策として、4 つの重点目標を掲げます。この重点施策を強力に推進することで、計画全体を牽引し、町としてめざす将来像を実現します。



重点施策における重点目標

重点目標 1 新しい雇用環境の創出

【基本的方向】

商工業の雇用拡大を推進します。工業団地・商業用地への企業誘致、起業支援に取り組みます。

【数値目標】 経済センサスより

就業者数：6, 855人（令和3年）→7, 000人（令和8年）

重点目標 2 定住・移住促進

【基本的方向】

移住者や定住者への経済支援に取り組みます。また、防犯カメラや町公式ラインを活用して、快適に住み続けられる町を目指します。

【数値目標】 群馬県移動人口調査より

社会増減：△107.8人／年（令和元年～令和5年の平均）

→△50人／年（計画期間内平均）

重点目標 3 結婚・出産・子育て支援

【基本的方向】

新婚生活や出産、子育てに係る経済支援を図るとともに、子育て応援アプリの活用を推進します。また、出産後の不安軽減のためにこども園の待機児童ゼロや小中一貫校の整備に取り組みます。

【数値目標】 群馬県人口動態統計より

合計特殊出生率：0.91人（令和5年）→1.00人（令和10年）

重点目標 4 人の交流促進

【基本的方向】

観光拠点の整備やふるさと応援寄附金の拡充に取り組み、関係・交流人口のさらなる創出に取り組みます。また、SNSを活用して町の魅力を発信します。

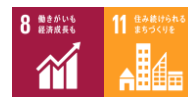
【数値目標】

観光入込客数：66,500人（令和5年度）→124,000人（令和10年度）

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに

重－１ 新しい雇用環境の創出

重－１－１ 人財育成・雇用環境の創出



（１） 現状と課題

本町では人口減少が進行しており、特に 10～20 代の若者が進学や就職を理由に町外へ流出する傾向が顕著です。また、多くの住民が町外で働いていることから、町内での就労機会の確保が重要な課題となっています。

町内の雇用を増加させるためには、工業団地に加えて、就労できる施設の整備や起業希望者が事業を始めるきっかけになるようなチャレンジショップの整備が直接的に効果のある取組みとなります。さらには、中高生が将来、自宅でも仕事ができるデジタルスキルを育むことや一旦、町外に転出した若者が「戻りたい」と感じられるよう、シビックプライドを高める取組みも重要です。地域の魅力を若い世代に伝え、将来的に町に戻り地域の発展に貢献する意識を育てることが求められています。

（２） 施策の方針

- ◆ 地域の雇用創出のため、未利用商業用地への企業誘致を進めるとともに、チャレンジショップを整備し、起業等を支援します。
- ◆ 外部の企業と連携を図り、地域の学生がデジタルスキルを身に付けられる仕組みを創出します。

（３） 施策の概要

① 商業用地への企業の誘致

- ・ 未利用地への企業誘致を推進します。

② 賃貸物件の整備

- ・ 商業系賃貸施設を整備し、企業誘致を促進します。
- ・ チャレンジショップを整備し、起業等を支援します。

③ デジタルを活用した人材育成の推進

- ・ 外部の企業と連携しながらデジタル教育を推進します。
- ・ 地域の学生が、デジタルスキルを身に付けられる機会を支援します。

(4) 主な事業

- ・ 商業用地への企業誘致活動 ・ 商業系賃貸施設整備事業 ・ チャレンジショップ整備事業
- ・ 次世代を担う人材育成事業 ほか

(5) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
商業用地未利用地面積	3. 9 ha	0. 0 ha
商業系賃貸施設数	0 施設	1 施設
チャレンジショップ数	0 施設	2 施設

(6) 基本施策における関連項目

- ・ 1 - 2 - 1 計画的な土地利用と都市計画
- ・ 4 - 2 - 1 商業の振興

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに

重－１ 新しい雇用環境の創出

重－１－２ 企業誘致の促進



（１） 現状と課題

町内の雇用を増加させるためには、企業を誘致することが最も直接的に効果のある取組みとなります。
そのため、工業団地の造成や、誘致企業に対する支援等により、企業に選ばれる環境整備が求められています。

（２） 施策の方針

- ◆ 地域の雇用創出のため、工業団地の造成等により、企業誘致を進めます。
- ◆ 誘致企業に対し、各種支援を行い、就労人口の維持を図ります。

（３） 施策の概要

- ① 工業団地への企業の誘致
 - ・ 新規工業団地の造成を推進します。
 - ・ 新規工業団地への企業誘致を推進します。
- ② 町内企業との交流の支援
 - ・ 企業情報交換会等の開催により、町内企業の交流を促し、ビジネス機会の創出を支援します。

（４） 主な事業

- ・ 新規工業団地造成事業
- ・ 企業情報交換会事業
- ほか

(5) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
工業系用途地域面積	1 3 6 ha	1 5 3 ha
企業情報交換会実施回数	1 回	1 回

(6) 基本施策における関連項目

- ・ 1 - 2 - 1 計画的な土地利用と都市計画
- ・ 4 - 3 - 1 工業の振興

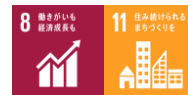


造成工事の進む千代田工業団地周辺

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに

重－２ 定住・移住促進

重－２－１ 定住・移住の促進



（１） 現状と課題

本町の人口はすでに減少傾向が始まっており、この傾向は今後も続いていくことが予想されています。定住人口の維持は、町の活力維持に不可欠であり、定住・移住を促進することは最重要課題の１つと考えられます。町内には「ふれあいタウンちよだ」など優良な住宅地があり、これらの住宅地への定住・移住を促す施策が必要となっています。

（２） 施策の方針

- ◆ 町内に引き続き定住してもらう、あるいはＵＩＪターンで外部から移住してもらうために、定住意向のある方に対する施策を積極的に実施します。
- ◆ 「ふれあいタウンちよだ」の宅地分譲を促進します。
- ◆ 町外の若年世帯等にも積極的に住んでいただき、将来的な定住促進に結びつくような施策を実施します。
- ◆ 現代的な課題でもある少子高齢社会の進展に対応するため、多世代家族の形成推進を図り、人とのコミュニケーションが広がる効果的な定住・移住施策も実施します。

（３） 施策の概要

- ① 移住者への経済的支援
 - ・ ＵＩＪターンにより本町へ移住する方の住宅取得に対する支援を行います。
- ② 定住者への経済的支援
 - ・ 町内に在住する学生の遠距離通学のために必要な定期券の購入に対する支援を行います。
- ③ 定住促進住宅建設の促進
 - ・ 新たな移住・定住促進策として、子育て世代向けの定住促進住宅（戸建型・集合型）の整備に努めます。

(4) 主な事業

- ・ 移住者住宅取得費等補助金交付事業
- ・ 三世代同居等支援補助金交付事業
- ほか

(5) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
移住者住宅取得費等補助金申請件数	1 8 件	2 2 件
定住促進住宅数 (戸建・集合)	—	1 棟・5 戸
三世代同居等支援補助金申請件数	2 件	5 件

(6) 基本施策における関連項目

- ・ 1 - 2 - 1 計画的な土地利用と都市計画
- ・ 1 - 2 - 2 快適な住環境の確保



分譲を行っている「ふれあいタウンちよだ」

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに

重－２ 定住・移住促進

重－２－２ 安心して暮らせる住環境の支援



(１) 現状と課題

町民へのアンケート調査では、大多数の回答者が本町に住み続けたいと回答していますが、本町に住みたくないという回答者も一部います。その理由としては、公共交通に満足できないから、という回答が最も多くなっており、公共交通については、継続的に改善していくことが求められています。

安心安全な住環境の支援を行うことに加え、誰一人取り残されないための取り組みとして、高齢者等がデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる仕組みを作ることも重要です。

さらに、利根川新橋及びアクセス道路の整備は、災害時における広域避難や緊急輸送ルートとしての役割を担うことから、防災インフラの整備としても、早期の建設が求められています。

(２) 施策の方針

- ◆ 公共交通について、継続的な改善を実施します。
- ◆ 安心して暮らすことができる住環境の支援を実施します。
- ◆ 利根川新橋の早期着工に向けて、引き続き国や県に働きかけていきます。
- ◆ 「デジタル活用支援」事業に取り組みます。

(３) 施策の概要

① 公共交通の充実

- ・ 公共バスの利用者に合わせ、運行経路や便数等の見直しを行います。

② 安心して暮らすことができる住環境の支援

- ・ 「ふれあいタウンちよだ」の販売促進を中心とした、安心して定住することができる住環境の支援を行います。

③ 利根川新橋の建設促進及び周辺整備

- ・ 利根川新橋の早期着手のため、国や県に要望を行います。
- ・ 道の駅など周辺整備を推進します。

④ 町民の交流促進

- ・ 町民団体等が自主的に企画実施する「協働のまちづくり事業」を支援します。
- ・ 町民との対話を大切にしながら、まちづくりに参加してもらえるような取り組みを実施します。
- ・ 自主防災組織の強化を図り、町民の災害への備えを支援するとともに、町民と行政、町民同士の交流を促進します。

⑤ 防犯体制の強化

- ・ 防犯灯や防犯カメラを計画的に設置し、安全な環境整備を推進します。
- ・ 特殊詐欺等の被害予防や闇バイトへの加害防止のための啓発に努めます。

⑥ デジタル社会に取り残されないための取組

- ・ デジタル推進委員を展開し、高齢者等が身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境を創出します。
- ・ 総合型GISの一般公開、オープンデータの整備、施設予約や申請届出書をはじめとした行政手続きの電子化などICTの利活用の推進による町民の利便性向上を図ります。
- ・ 様々なデジタルツールを活用し、住みよい環境を創出します。

(4) 主な事業

- ・ 広域公共路線バスの魅力アップ事業 ・ 利根川新橋建設促進事業 ・ 協働のまちづくり事業助成金交事業
- ・ デジタル推進委員の展開 ・ オンライン市役所サービス拡充 ほか

(5) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
広域公共路線バス利用者数	82,012人	85,000人
「ふれあいタウンちよだ」における宅地分譲件数	220件	255件
協働のまちづくり事業助成団体数	10団体	12団体

(6) 基本施策における関連項目

- ・ 1-2-2 快適な住環境の確保
- ・ 1-3-1 道路橋梁の整備
- ・ 1-3-2 公共交通の充実
- ・ 5-2-1 協働のまちづくりの推進

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに

重－３ 結婚・出産・子育て支援

重－３－１ 結婚・出産環境の支援



（１） 現状と課題

本町の合計特殊出生率は、県平均を下回る傾向にあります。合計特殊出生率の低下要因は、若年層の未婚率の上昇や晩婚化が要因の１つとなっているといわれており、若年層の出会いの機会創出や結婚生活を始めるうえでの不安の解消が求められています。また、安心して子育てできる環境整備も求められています。

（２） 施策の方針

- ◆ 若年層の出会いの機会を創出し、結婚の機会の増加を図ります。
- ◆ 結婚予定の男女が結婚生活を始めやすくなる環境作りに努めます。
- ◆ 妊娠期・子育て期の支援を通して、安心して出産、子育てできる環境の充実を図ります。

（３） 施策の概要

- ① 若年層の出会いの機会創出
 - ・ 他市町村や企業との連携により、若者の出会いの機会の創出を図ります。
- ② 結婚生活を開始するための支援
 - ・ 結婚生活を開始するうえで発生する負担を軽減できるよう支援します。
- ③ 妊娠期・子育て期の環境の充実
 - ・ こども家庭センターを中心に、育児相談等を行い、母子の健康管理を支援します。
 - ・ 産後うつ等育児不安の早期発見に努め、産後ケア事業など必要なサービスを利用できるよう支援します。

（４） 主な事業

- ・ 結婚支援事業 ・ 産後ケア事業 ・ 妊婦健康診査費助成事業 ・ 産後健康診査費助成事業
- ・ 結婚等新生活支援事業 ほか

(5) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
結婚支援事業開催回数	1 回	1 回
産後ケア事業利用数	3 6 件	7 0 件

(6) 基本施策における関連項目

- ・ 2 - 1 - 1 健康づくりの推進

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに

重－３ 結婚・出産・子育て支援

重－３－２ 子育て環境の支援



（１） 現状と課題

子育て世代の家庭に、安心して子育てができる環境をつくり、その結果として出生数が増加していくような施策が求められています。また、町内人口の維持のためには、町内外の子育て世代から子育てにふさわしい町として選ばれるような、子育て支援策の充実が求められます。

（２） 施策の方針

- ◆ 子どもを安心して預けられる保育事業の充実に努めます。
- ◆ 子育て世代家庭の負担を減らす、経済的な支援を行います。
- ◆ 本町ならではの魅力ある教育環境の充実に努めます。

（３） 施策の概要

① 保育事業の充実

- ・ 町内こども園の待機児童ゼロを維持するために、保育教諭の確保等に努めます。
- ・ 町内児童の放課後の安全・安心な居場所作りに努めます。

② 子育て世代家庭への経済的支援

- ・ 乳幼児期の子どもを抱える世帯への経済的支援を実施していきます。
- ・ 多子世帯への経済的支援を実施していきます。
- ・ 学齢期の子どもを抱える世帯への経済的支援に努めます。
- ・ 入学祝金等の給付金の拡充を目指します。

③ 特色ある教育環境の充実

- ・ 認定こども園等に知育教材等を提供し、幼児期の子どもの多様な体験を支援します。
- ・ 幼児から中学生まで、発達段階に応じた、特色ある英語教育を実施していきます。
- ・ ICTを活用した教育の充実に図り、新しい時代に適応できる人財の育成に努めます。

④ 小中一貫校の建設

- ・ 中学校および東西小学校において、施設の老朽化や児童生徒数の減少が予想されるため、町の将来を支える子どもたちに、時代に見合ったより良い学習環境を提供するため、敷地にゆとりがあり、町の中心に位置する現千代田中学校校地等を活用し、中学校と小学校とが別棟の併設型小中一貫校の新設を進めます。

(4) 主な事業

- ・ 学校整備事業 ・ 待機児童ゼロ対策の推進事業 ・ ICT 環境整備事業 ・ 入学祝給付金事業
- ・ 第3子以降3号認定子どもに係る利用者負担額無料化事業 ・ 放課後子ども教室
- ・ 町立こども園給食費 第2子以降、低所得世帯軽減事業 ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ ランドセル来館事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て育児用品購入費助成金
- ・ 英語教育のためのこども園への ALT 派遣事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ほか

(5) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
町内こども園 待機児童数	0	0
町内学童クラブ 利用待ち児童	0	0
英語教育のためのこども園への ALT 派遣	継続実施	継続実施

(6) 基本施策における関連項目

- ・ 3-1-1 幼児教育・保育の推進
- ・ 3-1-2 学校教育の推進
- ・ 3-2-2 社会教育の推進

重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに

重－４ 人の交流促進

重－４－１ 町の魅力を情報発信



（１） 現状と課題

本町には多くの魅力があるにも関わらず、十分な観光や移住の PR が推進できていない側面もあることから、地域情報の効率的・効果的な情報発信を行っていくことが課題であると言えます。そのため、町外の住民に対し、多様な発信方法で、本町独自の魅力を伝える必要があります。

（２） 施策の方針

- ◆ 本町の魅力を伝えるため、SNS を活用した発信を図ります。
- ◆ ふるさと応援寄附金事業を通して、町外への積極的な広報を行います。

（３） 施策の概要

- ① 町外向け SNS の充実
 - ・ Instagram 及び LINE を用いて、町の情報を発信していきます。
- ② 「みどりちゃん」の活用の推進
 - ・ 「みどりチャンネル」などにより、親しみをもってもらえるような町の PR 活動を展開します。
- ③ ふるさと応援寄附金事業による積極的な広報の推進
 - ・ ふるさと応援寄附金を通じて、地元事業者の魅力ある商品（返礼品）の P Rを行います。

（４） 主な事業

- ・ 観光振興・定住促進に関する拠点強化事業
- ・ ケーブルテレビを利用したまちづくり事業
- ・ ふるさと応援寄附金事業 ほか

(5) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
町外向け Instagram 及び LINE 登録件数	4, 2 6 2 件	1 0, 0 0 0 件
ふるさと応援寄附金 申込数	1 4 5, 7 8 1 件	1 6 0, 0 0 0 件

(6) 基本施策における関連項目

- ・ 5 - 3 - 2 広報・広聴活動の充実



重点施策 デジタルを活用して、さらに輝くまちに

重－４ 人の交流促進

重－４－２ 関係人口・交流人口の創出



（１） 現状と課題

定住・移住にすぐにつながらなくても、町外の人が定期的に本町を訪れれば、本町の活気は維持され、また将来の移住候補者を増やすことにもなるため、関係人口を増やす取組みは重要と考えられます。また、観光等で訪れてくれる交流人口も、関係人口と同じ理由で重要と考えられるため、関係人口・交流人口を増やしていく取組みが求められています。

（２） 施策の方針

- ◆ 本町の地域特性を生かした、観光資源の発掘等を支援します。
- ◆ 既存のイベントを見直し、より多くの関係人口と交流人口の呼び込みに努めます。
- ◆ 町民と行政、あるいは町民同士の協働を促し、町の中の人間関係が魅力的となることで、関係人口や交流人口の増加を促進します。

（３） 施策の概要

① 新たな観光拠点の整備

- ・ なかさと公園が観光拠点となるようにリニューアル事業に取り組みます。
- ・ 魅力あるイベントを推進し、賑わいの創出を目指します。

② 周遊性の向上

- ・ 既存の地域資源の魅力を高めることにより、今後整備する拠点を含めた周遊観光を促進します。さらには赤岩宿周辺等の活性化を目指して継続的に周遊できる仕組みを目指します。

(4) 主な事業

- ・ なかさと公園キャンプ場等整備事業
- ・ イベントの魅力アップ推進事業
- ほか

(5) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
キャンプ場数	0 施設	1 施設
観光入込客数	6 6 , 5 0 0 人	1 2 4 , 0 0 0 人

(6) 基本施策における関連項目

- ・ 4 - 4 - 1 観光の振興



キャンプ場等が整備される予定のなかさと公園

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 1 安全で安心した生活の確保

1 - 1 - 1 防災・消防体制の充実



(1) 現状と課題

近年は異常気象による自然災害が増加しており、これまで災害とは縁のなかった地域でも大規模な災害に見舞われることが増えています。このため、町民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、総合的、計画的な防災体制の確立に努め、災害に備える必要があります。

町民をはじめとして、町内企業や団体に対し、災害への備えと災害発生時の情報提供を充実させ、自主防災組織を全地区に設置することで防災体制の強化が図られることが求められています。さらに、町職員への災害対応の研修の実施、企業との災害協定等、考えられる様々な方法で防災体制を強化し、災害犠牲者ゼロをめざすことが求められています。

また、消防力を充実・強化するため、消防体制の充実や消防資機材の整備が求められます。消防団詰所は老朽化が進んできており、修繕を図りつつ、段階的建て替えを検討する必要があります。そして、消防団員の適正な人員確保と資質の向上に努める必要があります。

このほか、救急・救助資機材などの整備が必要となっています。

(2) 施策の方針

- ◆ 町民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強い安全・安心なまちをつくります。
- ◆ 自主防災組織を育成し、災害時への対応を強化します。
- ◆ 消防体制の強化と、救急・救助体制の充実を図ります。

(3) 施策の概要

① 防災体制の強化

- ・ 地域防災計画をはじめとした関連計画を適時見直し、整備充実に努めます。
- ・ 自主防災組織の全地区の設置に努めます。

② 防災意識の高揚

- ・ 町及び自主防災組織による防災訓練を計画的に実施し、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。

③ 災害用備蓄物資の確保

- ・ 災害時の迅速な応急対策を行うため、防災資機材や防災設備などの整備充実を図ります。
- ・ 企業との間で災害協定等を締結し、大規模災害時を想定した計画的な災害備蓄品の確保を図ります。

④ 情報の収集・伝達体制の整備拡充

- ・ 災害情報の伝達、被害状況の把握、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集・提供体制の強化を図ります。

⑤ 火災予防の推進

- ・ 防火ポスター・防火チラシの配付などの広報活動により、町民の防火意識の高揚を図るとともに、高齢者等の災害弱者の安全対策を推進します。
- ・ 住宅用火災警報器設置の啓発推進を図ります。

⑥ 消防力の充実・強化

- ・ 消防車両・消防団詰所や資機材、防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存の施設・設備の適正な管理に努めます。
- ・ 消防団員の継続的な人員確保を図ります。

⑦ 救急・救助体制の充実・強化

- ・ 救急・救助資機材の拡充など、救急・救助体制の充実を図ります。

(4) 主な事業

- ・ 千代田町地域防災計画事業 ・ 自主防災組織活動支援事業 ・ 災害対応資機材購入事業
- ・ 消防施設整備事業（組合負担金） ・ 地域消防団体支援事業
- ・ 被災者生活再建支援システム導入事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
自主防災組織の数	1 9 地区	2 2 地区
消防団の団員数	1 0 3 名	1 0 3 名

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 1 安全で安心した生活の確保

1 - 1 - 2 交通安全対策の推進



(1) 現状と課題

これまでの取組みにより、安全性の高い道路環境の整備が徐々に実現し、町内の死亡事故件数や人身事故件数は減少してきています。

引き続き、安全性の高い道路環境を創出するため、道路管理者との連携を図り、交通事故が懸念される危険交差点における交差点改良の実施や、道路反射鏡、視線誘導標、道路標識、路面標示などの交通安全施設を効果的に整備し、交通事故の起こりにくい道路環境整備を図る必要があります。

また、交通モラルや安全意識を高めるために、交通関係諸機関などの協力のもと、子どもたちや高齢者を中心に交通安全教室などによる啓発活動を行うことが必要です。

このほか、運転に不安を覚える高齢者が増加しており、免許返納の推進が求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 地域ぐるみで交通安全対策に取り組み、安全安心なまちを実現します。
- ◆ 関係機関と連携し、交通安全施設の整備・改良を推進します。
- ◆ 交通安全の啓発活動や運転免許の自主返納を推進します。

(3) 施策の概要

① 交通環境の整備

- ・ 関係機関・団体と緊密な連携をとりながら、交差点改良等の交通安全施設の整備を図ります。
- ・ 人と車の分離を基本とした道路環境整備に努めます。

② 交通安全思想の普及・推進

- ・ 家庭や地域、事業所、学校等における交通安全教育の啓発に努めます。
- ・ 関係機関・団体と連携して交通安全運動を実施し、交通安全運動の高揚を図ります。
- ・ 運転に不安のある高齢者に対し、運転免許の自主返納を促します。

(4) 主な事業

・ 交通安全施設整備事業 ・ 交通安全活動推進事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
交通事故発生件数（人身事故件数）	35件	20件



小学校で行われる「交通安全教室」

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 1 安全で安心した生活の確保

1 - 1 - 3 防犯対策の強化



(1) 現状と課題

管内における全犯罪件数のうち軽犯罪の占める割合が大きいため、防犯パトロール活動を強化推進する必要があります。また、振り込め詐欺等の特殊詐欺に対処するため、警察関連機関及び防犯関係諸団体との連携強化が求められています。

このほか、地域の安全は地域で守るため、地域ぐるみの活動による防犯体制の強化が求められるとともに、防犯メールを充実強化し、不審者情報等の周知により、犯罪を未然に防ぐ必要があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 関係機関と防犯対策の連携を強化し、より効果的な防犯対策の実施に努めます。
- ◆ 地域ぐるみで防犯体制を整え、犯罪に強いまちをつくれます。

(3) 施策の概要

- ① 防犯体制の強化
 - ・ 防犯体制の強化を図り、地域に根ざした防犯活動を推進します。
- ② 予防点検活動の推進
 - ・ 町民の自主防犯意識の高揚を図り、地域の自主防犯活動を推進します。
- ③ 環境整備の推進
 - ・ 地域が連携して非行防止に努めます。
 - ・ 防犯灯の計画的な設置など、安全な環境整備を推進します。

(4) 主な事業

- ・ 防犯灯設置安全活動推進事業 ・ 安全安心保安員設置事業 ・ 防犯メール配信事業
- ・ 防犯カメラ設置事業 ・ 特殊詐欺対策機器等購入補助事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
防犯灯設置件数	1, 1 7 4 件	1, 2 5 0 件
防犯カメラ設置件数	1 6 件	7 2 件

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 1 安全で安心した生活の確保

1 - 1 - 4 消費者対策の充実



(1) 現状と課題

近年、インターネットやスマートフォン等の普及に伴う情報通信技術の高度化等により消費者を取り巻く環境や消費生活が大きく変化する中、新たな詐欺の発生や騙す手口の巧妙化に伴い、消費者の年代や性別を問わず、全世代において特殊詐欺などの被害が増加しています。

町民の消費生活の安全を守るため、特に狙われやすい高齢者層から若年層までの幅広い世代に対し、消費知識の普及を目的とした消費者教育や詐欺手口及び対策等の情報提供等をとおして、日頃から意識の啓発を図り、被害の未然防止に努めます。また、万が一トラブルに遭った場合の被害者支援を行える体制を整えておく必要があります。

そのため、相談支援を行う消費生活センターの重要度は年々増しており、近隣自治体との共同設置を継続することが求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 消費知識の普及や意識啓発を図り、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止に努め、万が一被害に遭った場合の被害者支援にも取り組みます。
- ◆ 消費生活センターの共同運営の継続及び PR に努めます。

(3) 施策の概要

① 消費生活情報の提供と支援

- ・ 商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、町広報紙・町ホームページ・啓発パンフレット・講演会などを利用し、具体的な被害事例や対策等の情報提供を行うことで特殊詐欺等の被害予防に努めます。
- ・ 消費生活相談窓口として、消費生活センターの協同運営による設置を継続します。

(4) 主な事業

- ・消費生活センター設置委託事業
- ・啓発パンフレット作成事業
- ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
消費生活センター相談件数	62件	80件
町民への周知啓発回数 (ホームページ・SNSでの情報発信は随時)	広報紙12回 チラシ3回	広報紙12回 チラシ等5回

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 2 快適な生活環境の確保

1 - 2 - 1 計画的な土地利用と都市計画



(1) 現状と課題

本町の総面積 2,173ha のうち令和 6 年度時点において、市街化区域は 300ha であり、残りの 1,873ha は市街化調整区域となっています。市街化区域は、住居系 132ha、商業系 29ha、工業系 139ha の用途地域が指定されています。市街化調整区域全域が農業振興地域として指定され、このうち既存集落及びその周辺以外の大部分は、農用地としての土地利用が図られています。

土地は限られた資源であり、良好な住宅地や緑地空間、道路網等が整備された市街地は、安全・安心・快適な居住環境と産業や文化の集積を生み出し、まちの発展を支える重要な基盤です。一方で、土地利用は、生活環境・自然環境・産業等に直接的な影響を与えることから、都市計画マスタープラン等の計画により、持続可能でコンパクトなまちづくりを形成するため、無秩序な開発を抑制し、総合的かつ一体的に都市基盤整備事業を実施する必要があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 本町の特性を生かし、積極的な都市基盤整備事業を実施します。
- ◆ 自然環境との調和を図りながら、適切な土地利用を推進します。

(3) 施策の概要

① 計画的な土地利用の推進

- ・ 国土利用計画法、都市計画法及び農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、適正かつ計画的な土地利用の推進に努めます。

② 市街化区域の整備

- ・ 都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、良好な都市環境の整備促進に努めるとともに適宜必要な計画の見直しを行い、安心安全かつ持続可能でコンパクトなまちづくりの形成に努めます。

③ 市街化調整区域の整備

- ・ 土地利用の誘導に際し、関係計画との整合を図ります。
- ・ 既存集落における良好な生活環境の維持確保に努めます。
- ・ 既存工場等集積地の維持確保に努めます。
- ・ 農用地区域については、町農業振興地域整備計画に基づき、集団的な優良農地の維持に努めるとともに、農業生産基盤の整備に努めます。

④ 新規工業団地の造成

- ・ 既存工業団地の状況を踏まえ、新たな工業団地の検討を行います。

⑤ 商業拠点の整備

- ・ 主要地方道足利邑楽行田線沿線の商業用地については、東部地区の商業拠点として、商業機能の集積に努めます。

(4) 主な事業

- ・ 都市計画基礎調査
- ・ 新規工業団地造成事業
- ・ 東部住宅団地（商業用地）事業
- ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
工業系用途地域面積	1 3 6 ha	1 5 3 ha
商業用地未利用地面積	3. 9 ha	0. 0 ha

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 2 快適な生活環境の確保

1 - 2 - 2 快適な住環境の確保



(1) 現状と課題

本町における人口の推移は、平成 7 年の 11,758 人をピークとして、令和 2 年には 11,266 人へと約 500 人減少しており、人口減少が進行していることが窺えます。定住化推進のためには、良質な住宅地や住宅の整備・供給が求められており、「ふれあいタウンちよだ」の販売促進をしていく必要があります。

また、町全域において空家が増加している状況であり、良好な住宅環境の確保のため、空家の適正管理、除去、利活用等の促進を図る必要があります。さらには、大規模地震による建物倒壊を軽減するため、木造住宅の所有者に対し耐震化への取組みを働きかける必要があります。

老朽化が進んでいる町営住宅については、令和 3 年度に改訂した「千代田町公営住宅長寿命化計画」に沿って、計画的な予防修繕や用途廃止を行う必要があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 定住者の増加を図るため、良質な宅地の供給と快適な住環境の整備に努めます。
- ◆ 耐震診断や耐震改修を支援し、災害に強い住宅の整備を図ります。
- ◆ 「千代田町公営住宅長寿命化計画」に基づいた計画的な維持管理と用途廃止を進めます。

(3) 施策の概要

- ① 「ふれあいタウンちよだ」の販売促進
 - ・ 良好な居住環境を備えた住宅地は生活に潤いを与えます。商業拠点に隣接し、生活利便性の高い「ふれあいタウンちよだ」の宅地分譲を推進し、定住化を図ります。
- ② 空家対策の促進
 - ・ 適切な管理がされていない空家は周辺の住宅環境に悪影響を及ぼすことから、空家等対策計画に基づき、空家の適正管理、除去、利活用等の促進を図ります。
- ③ 相続登記の推進
 - ・ 「ちよだ相続登記推進のまち宣言」を行い、関係機関と連携のもと広報周知活動を行うなど相

続登記が円滑に進んでいくための活動を幅広く展開していきます。町内の不動産登記が円滑に進められることで、特に管理不全になりがちな空き家及び空き地等の流通促進や有効活用の推進を図ります。

④ 町営住宅の維持管理

- ・「千代田町公営住宅長寿命化計画」に沿って、里東町営住宅については予防保全的補修を実施することで長寿命化を図り、長良町営住宅については計画的に用途廃止を実施します。

⑤ 木造住宅耐震化の推進

- ・大規模地震における被災者の大多数は建物倒壊が原因です。大規模地震から町民の生命・財産を守るため、耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を推進します。

⑥ 定住促進住宅建設の促進

- ・新たな移住・定住促進策として、子育て世代向けの定住促進住宅の整備に努めます。

(4) 主な事業

- ・空家等対策事業 ・空家除去補助事業 ・町営住宅維持管理事業 ・定住促進住宅建設事業
- ・木造住宅耐震改修事業 ・相続登記支援事業 ・無料登記相談会等の住民向け相談会事業
- ・空き家の除却に係る土地の固定資産税等の減免事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
「ふれあいタウンちよだ」における宅地分譲件数	220件	255件
木造住宅耐震診断者派遣件数	19件	27件
木造住宅耐震改修件数	1件	5件
空家除去件数	—	16件
無料登記相談会等の住民向け相談会	—	50件
相続登記支援事業	—	100件
空き家の除却に係る土地の固定資産税等の減免事業	—	10件

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 2 快適な生活環境の確保

1 - 2 - 3 汚水・排水処理



(1) 現状と課題

公共下水道の供用開始面積は令和 5 年度末において 112.54ha となり、平成 23 年度末からは 29.11ha 増加しています。また、接続人口は令和 5 年度末で 2,149 人となり、平成 23 年度末からは 894 人増加しているなど、着実に公共下水道整備人口は増加してきています。一方で、下水道の事業開始から 30 年が経過し下水管渠やマンホールなどの施設の老朽化が進み、維持管理費用の増大が予想されます。

下水道区域に居住する住民の高齢化や単身化が進み、公共下水道接続への啓発が推進しづらくなってきています。また、浄化槽整備においても合併浄化槽への転換が進んでいない状況であり、補助制度の見直しが必要となっています。本町には、新谷田川をはじめとする一級河川とそれに接続する幹線排水路・一般排水路・用水路があります。近年は、大型台風やゲリラ豪雨などの大雨により、越水や内水氾濫、道路冠水が多く発生しており、特に新谷田川放水路については、越水が深刻な状況であり、流域内では床下・床上浸水等の甚大な被害が懸念されるため、「休泊川流域水害対策計画」に基づき流域治水を推進する必要があると、なかでも休泊川排水機場の排水ポンプの増設は急務です。

また、河川内の堆積土は流水を妨げる原因となるため、河道の浚渫や側溝清掃により流水断面を確保し、勾配不足の場所については改修整備が必要となります。

(2) 施策の方針

- ◆ 公共下水道区域の整備と、公共下水道への接続支援を行います。
- ◆ 公共下水道区域外での、合併処理浄化槽導入の支援を行います。
- ◆ 排水機能の充実に図ります。
- ◆ 災害発生が懸念される河川の改修を国・県等の河川管理者に要望します。
- ◆ 流域治水の取り組みを推進します。

(3) 施策の概要

- ① 公共下水道の整備促進と加入率の強化

- ・ 公共下水道を適切に維持修繕します。
- ・ 整備区域内の接続を推進します。
- ② 合併処理浄化槽の推進
 - ・ 合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ③ 道路側溝の新設改修
 - ・ 町道の道路側溝は、流量断面等を検討して排水能力の改善を図ります。
- ④ 排水路の改修整備
 - ・ 勾配が緩やかで流れの悪い排水路は、改修を検討して排水機能の向上を図ります。
 - ・ 大雨によって道路冠水が発生する箇所が多々あるため、排水路の調査・検討を行い、計画的な整備を図ります。
- ⑤ 河川改修工事の促進
 - ・ 新谷田川放水路において、大雨による越水が深刻な状況であり、甚大な被害が懸念されるため、「休泊川流域水害対策計画」に基づき流域治水を推進するとともに、早期に排水ポンプの増強を図られるよう国に要望します。
 - ・ 大雨により越水が発生する箇所については、堤防の補強、河床や法面に繁茂している雑草や堆積土の除去が必要であるため、国・県に要望します。
- ⑥ 流域治水の推進
 - ・ 特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された休泊川等について、上流から下流まであらゆる関係者が協議して治水対策に取り組む流域治水を推進します。

(4) 主な事業

- ・ 公共下水道管渠整備事業 ・ 公共下水道接続促進補助金事業 ・ 浄化槽設置事業費補助金事業
- ・ 環境整備事業 ・ 流域治水協働推進事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
汚水処理人口普及率	6 0 . 9 %	7 1 . 7 %
合併処理浄化槽設置数	1 , 1 6 4 箇所	1 , 3 0 4 箇所
道路冠水箇所	1 1 箇所	8 箇所

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 2 快適な生活環境の確保

1 - 2 - 4 生活環境の保全



(1) 現状と課題

異常気象と自然災害の多発などにより、環境保全へ貢献することがますます求められるようになっていきます。本町では、これまでに学生服等リユース事業やフードドライブ事業を実施し、リサイクル（再生利用）の推進や食品ロスの低減に努め循環型社会の形成に貢献する施策を行ってきました。

ごみ処理については、令和 3 年度より太田市外三町広域清掃組合による処理が開始され、太田市外三町広域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画においてごみの排出量の目標が定められており、この目標達成のため新たな減量化の施策が必要となっています。

公園は、自然に親しめる憩いの場・子どもの遊び場・健康管理の場・コミュニティの場・災害時における防災拠点の場など、様々な側面を有しており、総合的な管理・運営が必要です。各公園や緑地の環境を適切に維持管理するためには、行政は勿論のこと、町民や利用者による自主的な清掃・除草活動への参画が重要であるとともに、公園施設の定期的な更新について検討をする必要があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 身近な自然環境を保全することで、地球環境の保全に貢献します。
- ◆ ごみの減量化とリサイクルを推進します。
- ◆ 誰もが親しめる公園整備を推進します。

(3) 施策の概要

- ① 自然環境の保全の普及と啓発
 - ・ ごみの減量化と合わせた環境教育を推進します。
 - ・ 環境汚染につながる公害を防止するため、不法投棄防止巡視、監視指導等に努めます。
- ② 環境保全に関する諸事業の推進
 - ・ これから起こりえる自然災害に対応すべく災害廃棄物の処理について計画していきます。
 - ・ 環境保全のボランティア団体の活動支援と補助事業の活用に努めます。

③ ごみの減量化の推進

- ・ ごみの減量やリサイクルについて、取り組むべき行動を町民や事業者などと一丸となって推進するとともに、指定ごみ袋の導入などを検討し、さらなるごみの減量化に努めます。
- ・ 各ステーションでの資源物収集やちよだ eco パークでの拠点回収を推進し、資源化率の向上を目指します。

④ 公園の整備

- ・ 町民ニーズを的確に把握し、災害発生時の活動拠点として機能的な場となるよう、公園の整備を図ります。
- ・ 自然とのふれあい、多世代交流や健康増進、社会のルールの学びや災害発生時の防災の拠点となるよう、適正かつ効率的な配置に努めます。
- ・ 利根川河川敷の有効活用について検討します。

⑤ 公園・緑地の管理

- ・ 公園利用者の安全に十分配慮し、長期継続契約による維持管理体制を継続して、良好な公園管理を図ります。
- ・ 各種事業によって整備された緑地空間を、緑豊かで良好な状態で維持するため、長期継続契約による管理体制を継続して、保全に努めます。

(4) 主な事業

- ・ 学生服等リユース事業 ・ フードドライブ事業 ・ 拠点回収事業 ・ 生ごみ処理機器購入費補助金事業
- ・ 公園整備事業 ・ 公園管理事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
1人当たりごみ排出量	939g／人・日	800g／人・日

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1 - 3 生活利便性の向上

1 - 3 - 1 道路橋梁の整備



(1) 現状と課題

身近な生活道路として利用されている町道は、県道との効率的な接続や生活道路としての安全性・利便性を重視し、計画的な整備及び維持管理が必要です。また、平成 12 年に計画決定された都市計画道路は、整備が済んだ都市計画道路 3・4・70 赤岩新福寺線と町道 27 号線を結ぶ延伸路線も完了し、次期整備路線として都市計画道路 3・4・82 邑楽千代田線の事業を推進します。

利根川新橋及びアクセス道路の整備は、両毛地域と埼玉県北部が一つの経済圏として飛躍・発展するためには必要不可欠であり、渋滞緩和による環境負荷の軽減、災害時における広域避難や緊急輸送路としても重要な役割を担うため、早期建設が求められています。

また、西邑楽三町（千代田町・大泉町・邑楽町）を結ぶ広域幹線産業道路は、東毛地域の産業・経済の発展や交通渋滞の緩和、緊急時の輸送道路を確保する観点からも効果的です。

(2) 施策の方針

- ◆ 安全で快適な道路空間の整備を推進します。
- ◆ 町内橋梁の整備点検を進めるとともに、利根川新橋の早期着工のため県との協力体制を構築します。

(3) 施策の概要

① 県道の整備

- ・ 利根川新橋建設及びアクセス道路の整備について、群馬県と協力し早期着手を推進します。
- ・ 西邑楽三町を結ぶ広域幹線産業道路について、国・県等に要望します。
- ・ 県道の拡幅整備・歩道新設・側溝整備・路面補修を、安全確保のため県等に要望します。

② 生活圏道路の整備

- ・ 利用者の安全に配慮し、町道の幹線道路の整備を図ります。
- ・ 地域の実情などに応じ、町道の生活関連道路の整備を図ります。

- ・ 通学路の安全確保のため、歩道整備やガードレール等の安全施設の設置を図ります。

③ 都市計画道路「邑楽千代田線」の整備

- ・ 早期の整備推進を図ります。

④ 幹線道路の橋梁整備

- ・ 道路整備や河川整備と連携しながら、橋梁の整備に努めます。

⑤ その他道路の橋梁整備と点検

- ・ 道路整備に併せて、橋梁の整備に努めます。
- ・ 橋梁の落橋事故防止のため、長寿命化計画に基づいた点検・補修を実施します。

⑥ 利根川新橋の事業推進

- ・ 利根川新橋事業の推進のため、群馬県と協力体制を構築します。

(4) 主な事業

- ・ 道路維持管理事業 ・ 道路維持補修事業 ・ 道路新設改良整備事業 ・ 市町村道路整備事業
- ・ 橋梁維持事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
道路舗装率	81.95%	83.00%
道路改良率	71.60%	72.50%

基本施策 1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

1-3 生活利便性の向上

1-3-2 公共交通の充実



(1) 現状と課題

広域公共路線バスについては、平成 27 年度・平成 28 年度・令和 5 年度に路線の見直しを実施、また令和元年度・令和 4 年度にバス車両の入れ替えを行うなど、利用者の利便性向上に努めてきました。一方で、広域公共路線バスの安定した運行を図っていくためには、利用者の利便性を確保しつつ、経費の見直しや利用者の増加を図る P R 活動等を積極的に行っていく必要があります。

また、館林都市圏地域公共交通網形成計画に基づき、路線変更や時刻改正などに取り組む必要があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 広域公共路線バスの安定運行と利便性の向上を図ります。
- ◆ 路線バス以外の新しい公共交通のあり方について検討します。

(3) 施策の概要

① 広域公共路線バスの維持

- ・ 広域公共路線バスを運営する関係市町との連携を図りつつ、乗降調査やアンケートなどを通じてニーズの把握や広域公共バスの路線・便数の確保と利用者の利便性の向上などを図りながら、広域公共路線バスの維持に努めます。

② 福祉タクシー・町内送迎の拡充

- ・ 福祉タクシーや町内送迎・買い物ツアーなどの充実に努めます。

③ 公共交通手段の研究・検討

- ・ 近隣市町で実施しているデマンドバスやデマンドタクシーなど、時代に即した公共交通のあり方を研究・検討していきます。

(4) 主な事業

- ・ 広域公共路線バス事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
広域公共路線バス利用者数	82,012人	85,000人

千代田町が運行する広域公共路線バス



左から、館林・明和・千代田線、館林・千代田線、大泉・千代田線

基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり

2-1 保健・医療の充実

2-1-1 健康づくりの推進



(1) 現状と課題

母子保健では、安心して子育てできる環境を整えるため、各種相談等を実施し、地域や関係機関と連携しながらさらなる専門的サービスを提供していくことが重要です。また、妊婦健康診査・乳幼児健診等の健康診査は、疾病などの早期発見及び各種相談事業や療育に結びつける機会として重要であり、さらに充実させていくことが必要です。

健康づくりにおいては、生活習慣病を予防するため、自らの健康に関心を持ち、主体的に自己の健康をコントロールできるよう支援することが必要です。

がん対策については、診断と治療の進歩により早期発見・早期治療が可能となってきました。受診者の負担を最小限にし、効果的にがんを早期に発見するには、可能な限り国の指針に基づいたがん検診を実施することが重要です。

精神保健関係では、現在ストレスによる精神疾患が増えてきており、心の健康対策が重要です。

感染症対策としては、従来の感染症対策とともに新型コロナウイルス感染症（COVID19）への対応が重要となっており、これまでにない様々な対応策が求められています。予防接種事業を中心とした感染症対策について、引きつづき実施していくとともに、予防接種以外の感染症対策に取り組むことも求められています。

食を通した健康づくりについては、食に対する意識が希薄になり食生活の乱れなどから生活習慣病が増加してきています。町民一人ひとりが自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、「食育」を推進していくことが重要です。

(2) 施策の方針

- ◆ 安心して子どもを産み育てることができるよう母子保健体制の充実に努めます。
- ◆ 町民の主体的な健康づくりを支援するとともに、各種健康診査によるがんや生活習慣病の予防、そして心の健康対策に取り組んでいきます。
- ◆ 各種予防接種を中心とした取組みにより、感染症の予防に努めます。
- ◆ 生涯にわたる健康づくりに資するよう、食育の推進に努めます。

(3) 施策の概要

① 母子保健

- ・ 育児不安や負担から児童虐待に進行することがないように、健診・家庭訪問・各種相談等を実施し、地域や関係機関と連携しながらさらなる専門的サービスを提供していきます。

② 保健サービス全般

- ・ 健康づくりについては、自らの健康は自らつくるという意識を持つことが重要であり、町民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組みを推進します。
- ・ がん対策については、診断と治療の進歩により早期発見・早期治療が可能となっており、国の指針に沿ったがん検診の実施に努めます。

③ 精神保健

- ・ 現在ストレスによる精神疾患が増えてきているため、心の健康対策に取り組んでいきます。

④ 感染症対策

- ・ 予防接種法等に基づき、予防接種事業を中心とした感染症対策について、引きつづき実施していくとともに、予防接種以外の感染症対策に取り組んでいきます。

⑤ 食育の推進

- ・ 生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、必要な情報提供や活動、地域における実践活動等を行う「食育」を推進します。

(4) 主な事業

- ・ 妊婦健康診査事業 ・ 産婦健康診査事業 ・ 産後ケア事業 ・ 乳幼児訪問事業 ・ 乳幼児健康診査事業
- ・ 各種予防接種事業 ・ 健康増進のための各種健康診査・がん検診 ・ 生活習慣病予防教室・訪問事業
- ・ 精神保健相談事業 ・ 食生活改善推進事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
乳幼児訪問件数	160件	200件
がん検診受診率	13.0%	14.3%

基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり

2-1 保健・医療の充実

2-1-2 地域医療体制の充実



(1) 現状と課題

少子高齢化により医療を取り巻く環境が大きく変化するなかで、広域における医療供給体制の整備を一層推進する必要があります。

また、高齢化や疾病の複雑化・多様化等により、より一層の救急医療体制の充実、医療機関との連携体制の強化が必要になっていますが、地域の中核的医療機関である公立館林厚生病院では、平成17年度から診療体制の縮小が続いており、町民が安心して医療が受けられるためには産科医及び小児科医の確保が課題となっています。

(2) 施策の方針

◆ 安心して暮らせるよう、地域医療体制の充実に努めます。

(3) 施策の概要

① 医療施設の整備の充実と安定運営

- ・ 公立館林厚生病院の施設等の充実と財政運営の健全化に努めます。
- ・ 医師確保に係る国・県等関係機関への要望に努めます。

② 急性期医療の充実・強化

- ・ 救急医療・周産期医療・小児医療の充実・強化を図るため、近隣市町や各医療機関との連携強化を図り医療体制の充実に努めます。

(4) 主な事業

- ・ 医療対策事業
- ・ 救急医療事業
- ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
公立館林厚生病院の小児科常勤医師数	1人	3人



地域の中核的医療機関である「公立館林厚生病院」

基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり

2-1 保健・医療の充実

2-1-3 社会保障制度の安定運営



(1) 現状と課題

国民健康保険制度は、平成 30 年度から県と市町村との共同運営となり、制度の安定化が図られました。現在は、町は県に国保事業費納付金を納付し、県から町へ給付に必要な費用の全額が支払われます。国民皆保険制度を支える国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図っていくことが重要となります。

今後も今まで以上に、健康づくりや疾病予防を重視した保健事業を積極的に展開し、医療費の抑制と医療給付費の適正化を図ることが必要です。また、保険税の適正な賦課や収納率の向上を推進するなど歳入確保を図り、収支両面からより一層の安定運営に努める必要があります。

国民年金制度については、すべての町民に関する年金受給資格の確保の観点から、加入促進を図るとともに、制度の意義や役割の周知に努める必要があります。また、年金制度に関して一人ひとりの異なった加入形態や年金記録に関して、きめ細やかな相談業務を行い、年金事務所と連携を図りながら適切な指導・助言、各種届出書の受理や免除申請の受付等を円滑に行い、受給権の確保に努めていく必要があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 持続可能で安定した国民健康保険制度の運営に努めます。
- ◆ 年金制度の普及・啓発を図り、きめ細やかな相談体制の充実を図ります。

(3) 施策の概要

① 医療費適正化の推進

- ・ 特定健診の受診率向上及び特定保健指導の実施率向上を目指し、生活習慣病の予防や重症化予防を行い、医療給付費の抑制に努めます。
- ・ レセプト（診療報酬明細書）点検の強化や重複・多受診者に対し、町保健師との訪問事業を実施し、適切な受診指導や保健指導を行い、医療費の適正化に努めます。
- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利活用について普及促進を図り、医療費の適正化を図ります。

- ・健康ダイヤル（電話相談）の利用促進を図り、適切な受診行為を促すことで、医療費の抑制に努めます。

② 広報活動の強化

- ・町の広報紙やパンフレット、ホームページ等を有効活用し、制度の安定的な運営を図るための周知に努めます。

③ 関係部署との連携

- ・保健、医療、介護との連携・強化を図り、被保険者の疾病予防対策や健康増進対策の拡充に努めます。

④ 国民健康保険収納率向上対策の推進

- ・収納体制の強化を図り、合理的かつ実効性のある徴収対策により収納率の向上に努めます。

⑤ 国民健康保険税の適正賦課

- ・被保険者相互の公平な負担に留意し、適切な賦課割合を設定することに努めます。

⑥ 国民年金の制度理解と加入促進

- ・町広報紙やホームページ等で年金制度の意義や役割についてのPRに努めます。

⑦ 国民年金保険料の収納率向上対策の推進

- ・未納者や未加入者の解消に向けて、年金事務所と納付状況等の情報連携を図ります。

⑧ 国民年金の相談体制の充実

- ・国民年金をはじめ各種年金制度について、総合的な説明や相談ができる体制づくりを目指します。

（４） 主な事業

- ・特定健診、特定保健事業 ・ 人間ドック検診費助成事業 ・ 健康ダイヤル相談事業 ・ 収納対策事業
- ・基礎年金事務事業 ほか

（５） 指標

目標指標	基準値 (令和５年度)	目標値 (令和１０年度)
国民健康保険税収納率（現年度分）	93.3%	95.0%

基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり

2-1 保健・医療の充実

2-1-4 高齢者医療の確保・福祉医療制度の推進



(1) 現状と課題

後期高齢者医療は群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者となっており、保険賦課の決定や医療の給付等を行っています。町では、各種届出の受付や保険料徴収のほか、被保険者にとって最も身近な制度全般にわたる相談業務や保健事業を中心に事業運営を進めていくことが求められています。

今後とも、被保険者の健康保持を推進するとともに、安定した高齢者医療保険制度の運営が確保できるよう対応していく必要があります。

また、福祉医療制度については、医療技術の高度化や適用対象者の範囲を拡大してきたこともあり、制度運用にかかる財政的負担は大きいものとなっています。

福祉医療制度の財源は、町及び県が医療保険の本人負担分を公費で負担する仕組みであるため、財政的な制約のなかで将来にわたって安定的に運営していく必要があります。

このようなことから、今後とも地域社会における福祉医療制度の意義を再認識し、必要な方たちへ十分支援が行えるように常に問題意識を持つとともに、制度安定のための財源確保を念頭に置きながら事業を展開していくことが求められます。

(2) 施策の方針

- ◆ 高齢者がいつまでも安心して暮らせる医療体制の確保を図ります。
- ◆ 福祉医療制度の意義や役割の周知に努めます。
- ◆ 地域社会の実情に応じながら、福祉医療制度の安定的な運用を図ります。

(3) 施策の概要

① 高齢者医療の確保

- ・ 中・長期的な視野に立った生活習慣病予防対策の一環として、高齢者健診事業を推進し、疾病の早期発見と重症化予防の実現に努めます。
- ・ 町広報紙やチラシ等を活用した広報活動を積極的に展開し、地域全体における健康意識の高揚に努めます。
- ・ 被保険者の状況に応じたきめ細かな保健事業の実施に向け、高齢者の保健事業と介護予防

等の一体的な事業を実施します。

② 福祉医療制度の推進・制度理解

- ・ 医療費助成制度の安定的な運用を図るため、制度の意義や役割に関してP Rに努めます。また、他法・他制度優先であることや適正受診について周知していきます。
- ・ 福祉医療制度の継続的な安定を目指し、地域の実情に応じた的確な内容であるか、定期的に検討します。

(4) 主な事業

- ・ 後期高齢者健康診査事業 ・ 後期高齢者人間ドック助成事業
- ・ 保健事業と介護予防等の一体的な実施事業 ・ 福祉医療費助成事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
高齢者健診事業の受診率	42.45%	45.00%
福祉医療費助成制度の継続実施	制度維持	制度維持

基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり

2-2 安心な暮らしのための福祉の充実

2-2-1 地域福祉の充実



(1) 現状と課題

近年は、少子高齢化がさらに進む中、生活様式の多様化と家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などが見受けられます。また、地域を取り巻く環境の変化により、住民の暮らしにおける福祉生活課題は複雑化・多様化しています。

これまで、福祉サービスは、高齢者、障がい者、児童など各分野において施策が展開されてきましたが、少子高齢化を背景に支援ニーズは増大し、育児と介護の同時進行（ダブルケア）や引きこもりなど、制度の狭間といえるところに支援が行き届かない複雑な状況下の方も存在しています。

一方で、福祉の担い手不足の状況が続いており、福祉に関する需要（支援ニーズ）と供給（福祉支援員等）の乖離も広がりつつあります。

(2) 施策の方針

- ◆ 世代を超えて様々な住民が関わり、協働で地域福祉の推進を目指します。
- ◆ 世代間の協力拡大や社会的孤立の防止が図れるように、地域包括ケアシステムを推進し、住民が安心して暮らせるコミュニティづくり・地域づくりを目指します。
- ◆ 支援が必要な人とその世帯を支援する視点で、関係課・関係機関とのネットワークを図りやすい体制を確立します。

(3) 施策の概要

① 支え合いと交流の促進

- ・ 隣近所とのつながりを大切にし、地域コミュニティの育成のため、様々な啓発を行います。
- ・ それぞれの地域で活躍できるような仕組みや環境を整えます。

② 地域ネットワークの構築

- ・ 各種団体、関係機関などとの連携協力により、福祉団体のネットワークづくりと活動支援に努めます。
- ・ 様々な年齢層に働きかけ、地域福祉のリーダーとなる人財の発掘と育成に取り組みます。

③ 相談支援と福祉サービスの充実

- ・ 初期の相談窓口で受け止め、適切に対応できる相談体制を目指します。
- ・ 多様で柔軟なサービスの提供体制を目指し、町内の福祉サービス事業等への情報提供やサービスの必要性・提供体制について検討します。

④ 安心・安全のまちづくりの推進

- ・ 誰もが安心して安全に生活できるよう、災害に対する啓発や支援、町内のバリアフリー化、必要な福祉サービス、住まい、就労への支援に努めます。
- ・ 成年後見制度の利用促進及び諸課題の解決のため、権利擁護の相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 主な事業

- ・ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
- ・ 高齢者健康ふれあい事業
- ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
ボランティアの登録者数	216名	300名

基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり

2-2 安心な暮らしのための福祉の充実

2-2-2 高齢者福祉の充実



(1) 現状と課題

少子高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や、老々世帯も増加しており、健康や生活に不安を持つ高齢者が増えてきています。

高齢者が住み慣れた場所で生活が続けられるよう、また、生きがいをもって豊かな生活を送れるよう、高齢者の健康づくりへの取り組みや、社会参画の促進が求められています。

また、安心して自宅等で生活が続けられるよう、日常生活の支援サービスを充実させ、同時に災害時や救急時の対策を充実させることが求められています。

さらに、地域共生の理念に基づく地域包括ケアシステムの実現のために、在宅医療・介護の連携や、介護人材の養成等への取り組みが求められています。

そして介護保険制度に基づく各種サービスを充実させるとともに、保険者機能の強化等が求められており、介護保険制度の円滑で安定的な運営が求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 加齢による身体機能の低下を防ぎながら、いつまでも健康で自立した生活を過ごせるよう、保健・医療部門と連携し、高齢者の健康増進を図ります。
- ◆ 生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりを推進します。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安全安心に暮らせるよう、各種福祉サービスを充実させると同時に高齢者が外出しやすい環境づくりを進めます。
- ◆ 介護保険サービスの充実と、制度の安定的運営に努めます。

(3) 施策の概要

① 高齢者の健康づくりの推進

- ・ 健康的で疾病にかからない生活習慣を身につけるよう、各種教室を開催するとともに、意識啓発に取り組みます。

- ・ 自主的な健康管理の環境・仕組みづくりに取り組むとともに、各種健診等の充実に努めます。
- ・ 公民館や地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組むとともに、うつや閉じこもりの予防に取り組めます。

② 高齢者の社会参加の推進

- ・ 高齢者が地域社会に貢献しながら活動できる場の確保に努めます。

③ 高齢者の日常生活支援

- ・ 介護・支援を必要とする高齢者の在宅生活の支援に取り組めます。
- ・ 高齢者が犯罪や事故に巻き込まれないよう、環境整備に努めるとともに、災害時や救急時に必要な支援を想定し、平時から準備に努めます。
- ・ 高齢者の虐待の防止や、成年後見制度の利用促進等に努め、権利擁護を推進します。

④ 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 地域での高齢者の見守り体制の充実に努めるとともに、高齢者の地域活動参加を促します。
- ・ 高齢者の相談機能の充実、在宅医療と介護の連携、介護人材の育成に取り組めます。

⑤ 介護サービスの充実と安定的運営

- ・ 介護保険サービスの充実に努め、必要に応じ広域でのサービス提供体制の強化を図ります。
- ・ 保険者機能の強化のため、給付の適正化に取り組むなど、介護保険制度の円滑で安定的な運営を図ります。

(4) 主な事業

- ・ 地域支援事業 ・ 自立支援サービスセンター運営事業 ・ 高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）
- ・ 介護保険事業計画策定事業 ・ 介護サービスの充実 ・ 介護給付適正化事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
高齢者に占める要支援・要介護認定率	14.9%	14.2%
老人センター利用者数	3,773人	4,000人

基本施策2 元気に健康で暮らせるまちづくり

2-2 安心な暮らしのための福祉の充実

2-2-3 障がい福祉の充実



(1) 現状と課題

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行され、障がいのある人を権利の主体に位置づける基本理念が創設され、支援の対象者として難病等の疾患者が新たに加えられたほか、国がサービスの類型や運用ルールを定める「自立支援給付」と都道府県や市町村が定める「地域生活支援」の 2 本柱による運用などが始まりました。

平成 28 年 4 月からは、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行され、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的な配慮が求められるようになっています。

こういった変化の中、身体・知的・精神障がいのある人の在宅生活者の日中活動や居住の受け皿の確保、居宅介護や移動支援など、生活支援サービスの拡大が引き続き求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 障がいのある人もない人も、互いに個人の尊厳を尊重し、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(3) 施策の概要

① 在宅サービスの充実

- ・ 住宅設備の改善を支援します。
- ・ 補装具費や日常生活用具等の支給など、自立に向けた支援や各種経済的支援制度の周知と有効利用を促進します。
- ・ 障がいのある人の社会参加と日常生活の自立を図るため、福祉車両貸出事業及び福祉機器貸付事業の充実に努めます。
- ・ ノーマライゼーションの理念のもとに障がいのある子どもの保育の充実に努めます。

② 社会参加の促進

- ・ 障がいのある人もない人も住み慣れた家庭や地域とともに生活を送れるように、福祉思想の啓発と福祉教育を積極的に推進します。

- ・ 障がい者団体や保護者会の活動を支援し、組織の充実強化に努めます。
- ・ 障がいのある人の社会参加の推進のため、文化祭、スポーツ大会、レクリエーション活動等の交流参加の場の提供を推進します。

③ 雇用対策の充実

- ・ 雇用されることが困難な障がいのある人へ創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する地域活動支援センターの体制の充実を図ります。

④ 保健・医療の充実

- ・ 障がいのある子どもや親が孤立することがないように療育相談、指導及び情報提供に努めます。
- ・ 障がいのある人の社会参加を促進するため、機能生活訓練事業の充実を図るとともに、介護予防のための日常生活訓練事業を促進します。
- ・ 障がいのある人の健康管理に資するため、福祉医療制度の充実に努めます。

⑤ 生活環境の整備

- ・ 道路段差の解消、歩道の整備、公共施設のスロープ・トイレの改善、車いす等の配置などを進めます。

(4) 主な事業

- ・ 障がい者自立奨励事業 ・ 障がい者施設補助事業 ・ 障がい者自立支援事業 ・ 障がい児施設措置 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
障がいのある人の相談等支援の充実	1, 094件	1, 500件

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり

3-1 学校教育の充実

3-1-1 幼児教育・保育の推進



(1) 現状と課題

少子化が進む中、多様化するニーズに応え、安心して子どもを産み育てられる子育て支援策は重要性を増しており、その中でも幼児教育・保育の推進は重要な施策となっています。

就学前の教育・保育施設は、こども園化したことで幼稚園・保育園の双方にあった幼児教育の手法を取り入れ、こども園としての保育環境、教育内容、指導体制を確立していく必要があります。

また、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、教育ひいては子育てに関わる学び・気づきにつながるような保護者等への働きかけが重要です。

(2) 施策の方針

- ◆ 教育内容の充実に努め、特色ある幼児教育を推進します。
- ◆ 家庭、地域社会、小学校との協力体制を推進します。
- ◆ 園児が安心して暮らし学べる環境づくりに努めます。

(3) 施策の概要

① 教育内容の充実と指導体制の確立

- ・ 教育内容の充実のため、特色ある教育課程の編成に努めます。
- ・ 特色ある園経営を推進するため、園内研修の充実に努めます。
- ・ 教職員の研修の機会を充実させ、資質の向上に努めます。
- ・ 未就園の幼児に対する園開放を推進します。

② 小学校との連携

- ・ 地域に根ざした幼児教育を推進するため、小学校との連携を深めます。

③ 家庭教育の充実

- ・ 子どもの健全な心身の発達のため保護者が子どもに対して行う家庭教育について、保護者の学びにつながるような働きかけに努めます。

④ 家庭・地域社会との協力体制の確立

- ・ 幼児の心身の発達段階や地域の実態を踏まえた幼児教育を推進します。
- ・ 子育てに対する情報提供や相談体制を整備・推進します。
- ・ 地域社会全体で子どもを育てるという意識の啓発を進めます。

⑤ 就園措置・特別支援教育の充実

- ・ 障がいのある幼児を正しく理解し適切に対応するために、関係機関と連携し、適正な就学指導に努めます。

⑥ 施設設備の充実

- ・ 安全で安心な園生活が送れる環境作りのため、計画的な施設の整備・補修に努めます。

(4) 主な事業

- ・ こども園運営事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
園の教育・保育の充実度の問いに対し満足している (おおむね満足も含む) 保護者の割合	91%	95%



体操教室



英語教育

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり

3-1 学校教育の充実

3-1-2 学校教育の推進



(1) 現状と課題

学校教育において、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新学習指導要領が完全実施されています。学校の教育方針が大きく変化する中、教育改革に迅速に対応しながら、確かな学力を醸成する基礎基本の定着をはじめとする「生きる力」の育成を図る教育を充実していくことが求められています。また、変化の激しい社会環境から、学校・地域・家庭の連携による地域ぐるみで教育の充実を図っていくことが求められています。

障がいのある幼児及び児童生徒を正しく理解し、その障がいの種類や程度についての的確に把握するために、教職員対象の研修会を充実させるとともに、保護者や地域社会への啓発活動を推進するとともに、長期的で一貫性のある指導計画のもとで対応できる体制を整備していく必要があります。

学校給食については、園児や児童生徒の偏った食事や不規則な食生活などに注意しつつ、地元の食材を多く取り入れた栄養バランスの採れた食事と望ましい食生活を考えながら、安心安全で美味しい給食の提供が求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 新しい学習指導要領に沿い「生きる力」の育成を図り、学校教育の充実に努めます。
- ◆ 地域ぐるみで、子どもたちを育成します。
- ◆ 児童が安心して学べる環境づくりに努めます。

(3) 施策の概要

① 教育内容の充実と指導体制の確立

- ・ 新しい学習指導要領の主旨を生かした確かな学力を育成し、「特別の教科 道徳」や体験活動、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな身体の育成に努めます。
- ・ 学校評議員制度や学校評価結果を生かした、特色ある開かれた学校づくりに取り組みます。
- ・ 習熟の程度や児童生徒の興味・関心等に対し、きめ細かな指導を徹底するため、町独自に学習支援指導助手を配置します。
- ・ 学校支援センターの運営体制や中心となるコーディネーターを整備育成し、地域住民の教育力を学校に生かした教育活動を推進します。
- ・ 自ら主体性を持って学ぶ意欲や習慣を身につけ行動できる「生きる力」を育成するため、町教育研究所が中心となり教職員研修を充実させ、教職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

② 健全な児童生徒の育成

- ・ 児童生徒が、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や、しっかりとした勤労観、職業観を身につけられるよう、上級学校へとつながる計画的なキャリア教育に取り組みます。
- ・ 心の教育を充実していくため、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するなど、教育相談等の環境を整備し、児童生徒一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導の徹底を図ります。

③ 健康安全教育の推進

- ・ 発達段階に応じて、たくましく生きるための健康や体力をしっかり身につけさせると同時に、様々な体験活動の場を通して、自らの判断で危険を回避できる能力を育成します。
- ・ 町内体育施設の有効活用や関係スポーツ団体との連携等により、多種多様なスポーツ活動の推進に努めます。中学校の部活動では、専門知識や技能を有する外部指導者を積極的に活用するとともに、関係スポーツ団体と連携し、限られた時間の中で充実した活動を行います。

④ 小中一貫校の建設

- ・ 中学校および東西小学校において、施設の老朽化や児童生徒数の減少が予想されるため、町の将来を支える子どもたちに、時代に見合ったより良い学習環境を提供するため、敷地にゆとりがあり、町の中心に位置する現千代田中学校校地等を活用し、中学校と小学校とが別棟の併設型小中一貫校の新設を進めます。

⑤ 特別支援教育の充実

- ・ 障がいのある児童生徒を正しく理解し学校全体で支援し、必要に応じて支援員等を配置しながら、個に応じたきめ細かな指導に取り組むなど、特別支援教育の充実に努めます。
- ・ 障がいのある児童生徒を正しく理解し適切に対応するために、教職員を対象とした研修の機会を充実させます。

⑥ 学校給食を通じた食育の推進

- ・ 地場産物の利用率をより一層高め、子どもたちに地域への関心をもたせながら、充実した給食の提供に努めます。

(4) 主な事業

- ・ 学校整備事業 ・ 教育研究所奨励事業 ・ 英語指導助手設置事業 ・ 教育支援センター
- ・ 学校管理運営事業 ・ 小中学校運営事業 ・ 就学奨励事業 ・ 準要保護児童生徒援助事業
- ・ 教育振興事業 ・ ICT 環境整備事業 ・ 奨学金貸付事業 ほか

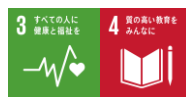
(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
児童生徒、保護者の授業満足度	8 8 . 3 %	9 0 . 0 %
豊かな心を示す学校評価の割合	9 2 . 0 %	9 3 . 0 %

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり

3-2 生涯学習の充実

3-2-1 生涯学習の推進



(1) 現状と課題

町民が生涯を通じ、「いつでも・どこでも・だれでも自由に学習機会を選択し、学ぶ」ことができる生涯学習社会の実現のため、町民プラザを中心に、子どもから高齢者まで幅広く参加できる各種教室・講座といった学習機会の場を提供することで、町民の学習意欲の高揚を図っています。

図書館では、多くの人に本を利用してもらうため、東・西こども園、児童センター、児童館、保健センターへ図書の団体貸出を行い、多くの絵本や育児書の貸出を開始しており、県立図書館を中心とする県内ネットワークによる資料の相互貸借の利用者も年々増加しています。また、町民のニーズに対応するため、令和5年度に新図書館システムの導入を行い、読書手帳等の新機能の充実を図るとともに、書架の配置換えや購入により蔵書数を増やしています。一方、小中学校の図書室においても、図書管理システムが導入されていますが、町図書館と学校図書室とのネットワークが連携されておらず、今後の課題となっています。

このように生涯学習の機会を提供することにより、町民一人ひとりが学んだことを生かすとともに、自ら学び続ける習慣を身につけることが期待されています。

しかし、生涯学習体制を構築するために必要な指導者が現状では不足しているため、町民の学習意欲と多様なニーズに対応できる資質を有した人財の育成や掘り起しが求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 子どもから高齢者まで、多様な学習活動を、主体的に行うことができる学習環境の充実を図ります。
- ◆ 町民一人ひとりが充実した生涯学習活動ができるよう適切な情報と学習機会の提供に努めます。

(3) 施策の概要

① 生涯学習活動の促進

- ・ 町民の主体的な学習団体の育成や円滑な組織運営を支援します。
- ・ 地域（行政区）や生涯学習団体が行う自主的な活動を支援します。
- ・ 生涯学習活動を実践・指導する資質を有した人財の育成や掘り起こしに努めます。

② 生涯学習機会の充実

- ・ 多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、適切な情報と学習機会を提供します。
- ・ 県の生涯学習情報提供システムの活用とともに、町広報紙やホームページの内容充実を図り、生涯学習情報の提供に努めます。
- ・ 県立図書館や県内公共図書館等との群馬県図書館情報ネットワークによる相互利用の充実、小中学校図書館とのネットワーク連携の検討を行います。

(4) 主な事業

- ・ 高齢者教室事業 ・ 町民文化教養教室事業 ・ パソコン講習会事業 ・ 生涯学習推進補助事業
- ・ 読書推進活動事業 ・ 図書館システム・機器整備事業 ・ 生涯学習施設補修・改修事業 ほか

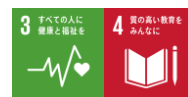
(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
町民プラザ利用者数	32,704人	35,000人
生涯学習推進補助事業 実施地区数	4地区	8地区
図書館貸出冊数	33,073冊	34,600冊

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり

3-2 生涯学習の充実

3-2-2 社会教育の推進



(1) 現状と課題

将来の地域社会における担い手やボランティアを育成するため、学校・家庭・地域が連携して協力し合い、子ども学習支援を始め、社会教育の推進のための様々な事業に取り組み、町民を主体とした地域づくりに努めています。また、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、少子高齢化社会や男女共同参画社会に向けた学習と社会参加を支援しています。

しかしながら、地域で諸活動を実践、指導する人財の後継者育成が進んでいないことが現状であり、今後も、家庭や地域の教育力の向上と活性化を推進していくためには、地域社会の中心となる担い手となる人財の育成が早急に求められます。

(2) 施策の方針

- ◆ 学校、家庭、地域社会の連携・融合を積極的に進め、地域が一体となった社会教育を推進します。
- ◆ 地域課題や町民の要望に応じた多様な学級・講座を開設し、時代に即した社会教育の推進を目指します。

(3) 施策の概要

① 社会教育の充実

- ・ 未来を担う子どもたちの感性を育むため、学校、家庭、地域社会が一体となった活動を推進します。
- ・ 2060年の大人づくりのための世代間交流や様々な体験活動を推進します。
- ・ 生涯学習活動を実践・指導する資質を有した人財の育成や掘り起こしに努めます。
- ・ 地域課題や町民の要望に応じた多様な学級・講座を開設し、社会教育の充実に努めます。
- ・ 地域社会の中心となる担い手となる人財の育成に努めます。

② 社会教育施設の整備・充実

- ・ 社会教育施設の適切な維持管理を行いながら、順次、設備や機器の改修を実施します。

(4) 主な事業

- ・ 子ども学習支援事業 ・ 放課後子ども教室・千代田未来塾事業 ・ チャレンジ手帳推進事業
- ・ 社会教育団体補助事業 ・ 社会教育施設補修・改修事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
子ども学習支援事業開催数	13回	15回

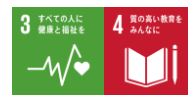


子どもの成長する姿を応援する「チャレンジ手帳」

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり

3-2 生涯学習の充実

3-2-3 青少年の健全育成



(1) 現状と課題

近年、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及に伴い、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、青少年が直面する問題は多種多様化しています。本町では青少年育成推進員等によるパトロール活動等を通して、地域の青少年の健全育成を推進したり、「おぜのかみさま県民運動」を通して、青少年の安全・安心なインターネット利用の啓発に努めています。また、青少年の自主性を重んじた活動支援を図るため、各種イベント等に参加を促しています。

これからの時代、地域の次代を担う、心身ともに健康で豊かな感性と人間性を持った青少年の育成のためには、学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで取組みを推進していくことが求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 青少年が千代田町に愛着を持ち、そして互いに交流しながら地域活動に参加できるまちづくりを推進します。
- ◆ 青少年が健全に、そして安全に生活できる環境づくりに努めます。

(3) 施策の概要

① 青少年健全育成の推進

- ・ 町青少年育成推進員連絡協議会等の健全育成団体の活動支援を行うとともに、学校・家庭・地域との連携を図りながら、健全育成活動を推進します。
- ・ 青少年健全育成関係機関の連携強化を図り、より効果的な安全対策に取り組みます。
- ・ 青少年が好ましい環境で育成されるよう、学校・家庭・地域が連携を密にし、非行や犯罪防止に取り組むとともに、町民意識の高揚に努めます。

② 青少年活動の促進

- ・ 子ども会活動を通じて、仲間づくりや社会の一員としての自覚を高められるよう、子どもの自主性を重んじた子ども会の活動を支援し、充実を図ります。
- ・ 青少年活動への支援等により、青少年の地域参加及び社会参加を促し、自主性や社会性の育成を図ります。
- ・ 各種講習会・研修会を開催し、指導者やリーダーの養成・強化に努めます。

- ・「人とのふれあいづくり」のため、社会生活の基本となる人間性と社会性を育てる体験活動の機会を増やします。

③ 家庭教育の充実

- ・ 早寝早起き朝ごはん運動の普及・啓発を推進します。
- ・ 子育て学習会の充実に努めます。

(4) 主な事業

- ・ 青少年健全育成事業
- ・ 子どもの安全・安心パトロール事業
- ・ 子ども会育成会連絡協議会補助事業
- ほか

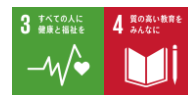
(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
パトロール事業実施回数	24回	24回
安全・安心パトロールボランティア登録者数	32人	40人

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり

3-2 生涯学習の充実

3-2-4 スポーツの振興



(1) 現状と課題

近年、町民の健康スポーツへの関心が高まる中で、各種スポーツ教室の開催、生活習慣の改善を目的とした水中ウォーキング教室を実施するなど、ニーズに応じた運動機会の提供に努めてきました。一方で、そのニーズは多様化傾向にあり、既存の体育施設の有効活用をはじめ、生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

特に、“いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも”スポーツができる環境づくりの実現は、当面の課題であることから、今後は、総合型地域スポーツクラブの支援をしていく中で、町民が運動やスポーツを生涯にわたって継続的に行うことができる機会の充実をより一層、推進していく必要があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 生涯にわたりスポーツを行える環境づくりに努めます。
- ◆ 町民の自発的な健康づくりの実現をめざします。

(3) 施策の概要

① 軽スポーツの振興

- ・ 各世代のニーズに合った軽スポーツの普及や健康づくりを目的とした誰もが気軽にできるスポーツの推進に努めます。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ「ちよだスポーツクラブ」の活動支援に努めます。

② スポーツ活動団体の育成

- ・ 体育協会加盟団体の活動支援を図り、自主的な活動を促進します。
- ・ スポーツ少年団の活性化と相互の交流、指導者の養成など、活動支援を図り、生涯にわたってスポーツを楽しむ習慣を身につけられるよう支援に努めます。

③ 体育施設の整備と充実

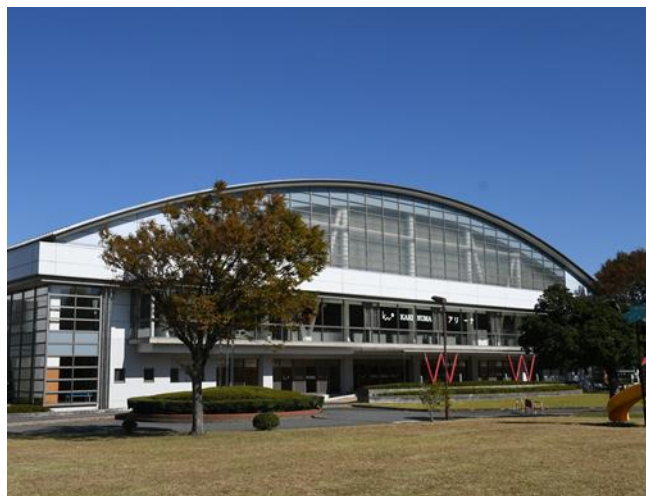
- ・ 既存のスポーツ施設の適切な維持管理・充実を図るとともに、学校開放などによる有効活用にも努めます。

(4) 主な事業

- ・ 千代田町レガッタ事業 ・ 町民体育祭事業 ・ 町民フットサル大会事業 ・ サッカーフェスティバル事業
- ・ 町民バスケットボール大会事業 ・ 各種教室事業 ・ ちよだ利根川おもてなしマラソン事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
町主催教室参加者数 (水泳教室、ボート教室など)	1,278人	1,500人
ちよだスポーツクラブ会員数	398人	430人
スポーツ少年団団員数	136人	150人
スポーツ少年団指導者数	22人	25人



スポーツ活動の拠点「KAKINUMA アリーナ」

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり

3-3 文化の振興

3-3-1 文化財の保護



(1) 現状と課題

文化財は、自分の住む地域への関心や愛着を持つきっかけとなるとともに、町外に向けて本町の歴史文化を発信する上で重要な役割を担っています。

本町には、銅五種鈴などの重要文化財や、光恩寺長屋門などの登録有形文化財があり、これまでに文化財説明看板設置やリーフレットのリニューアル、文化財めぐりなど、広く町民へ文化財の重要性を周知し、文化財保護意識の向上に努めてきました。

今後も、地域に残る貴重な歴史・文化財を引続き調査・研究し、社会教育や学校教育の学習活動等で活用するとともに、後世に伝えていくことが求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 文化財を保護するとともに、調査研究と情報公開に努めます。
- ◆ 文化財を、学習・教育の素材として活用を図ります。
- ◆ 町の歴史について、調査研究と情報公開に努めます。

(3) 施策の概要

① 文化財の調査・研究の充実

- ・ 文化財保護調査委員会を中心に町内の文化財、歴史資料等について継続的な調査活動を行い、研究活動の充実を図ります。
- ・ 文化財の指定や埋蔵文化財の調査と記録の保存や地域に残る貴重な歴史資料を収集し、その情報の公開に努めます。

② 文化財の活用促進

- ・ 町内の貴重な文化財の保護・保存を推進するとともに、説明看板などの設置・整備に努めます。
- ・ 文化財資料の作成を始め、講座や研修会の開催などを通じて、文化財の重要性の啓発と郷土愛に満ちた文化財保護意識の高揚に努めます。

(4) 主な事業

・文化財めぐり事業 ・リーフレット等作成事業 ・説明看板等整備事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
古樹の調査研究及び町文化財指定	1件	1件



千代田町の文化財パンフレット

基本施策3 学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり

3-3 文化の振興

3-3-2 芸術文化活動の推進



(1) 現状と課題

芸術文化は、人々の生活を豊かにし、同時に地域の個性や独自性を生み出す地域資源でもあります。本町では、ロビーコンサートなど気軽に芸術文化に触れる場を提供するとともに、自主的な発表機会の提供と教室・講座の開催により文化団体の育成と芸術文化活動の活性化を図っています。

また、郷土芸能については、既存団体存続のため後継者育成などの支援を図り、伝承に努めています。

文化団体が減少傾向にある中、育成支援はもとより、団体を育む指導者の掘り起こしや養成が必要となっています。

また、各種文化団体の会員数を増やすためには、会員の活動意欲の向上と団体の活動内容を広く一般に周知し、芸術文化に触れ親しむまちづくりが求められます。

(2) 施策の方針

- ◆ 芸術文化に触れる場の提供に努めます。
- ◆ 芸術文化団体の育成と活動を支援します。

(3) 施策の概要

① 芸術文化の推進

- ・ 町民が気軽に優れた芸術文化に触れる場を確保するため、文化講座の充実と演奏会などの開催に努めます。
- ・ 町民が芸術文化に親しめるよう、芸術文化活動の発表の場、交流の場として特色のある町文化祭の開催を目指します。

② 文化活動団体の育成

- ・ サークルの紹介や相互交流及び発表の場の提供等により文化活動を支援します。
- ・ 文化協会の活性化と加盟団体・グループの育成、相互の交流、指導者の養成など、活動団体の支援を図り、自主的な活動を促進します。

(4) 主な事業

・ 文化祭事業 ・ コンサート事業 ・ 各種イベント事業 ・ 文化協会補助事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
町文化協会会員数	377人	400人
町文化祭来場者数	1,171人	1,500人
コンサート事業平均入場者数	130人	150人



ロビーコンサートの様子

基本施策4 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

4-1 農林業の振興

4-1-1 農林業の振興



(1) 現状と課題

農業従事者の高齢化と後継者不足により担い手が減少傾向であるため、安定した農業経営と農業所得の向上をめざすための支援が必要です。

また、米麦主体の本町では、継続的に米麦農家への支援を行うとともに、経営の安定や需要に応じた米生産のために新規需要米等の他作物への作付転換が必要であることから、今後は人と農地の有り方を見つめなおし、総合的に取り組む必要があります。

平地林の保全については、高齢化などの理由により、年々縮小傾向となっていることから、平地林の所有者も含め、関係者が連携し、保全活動を推進していくことが求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 米麦を中心に野菜の生産等も振興します。
- ◆ 農業の担い手の育成を図るとともに、農地の利用集積と生産基盤の整備を推進します。
- ◆ ボランティア団体等と連携し、平地林の保全を推進します。

(3) 施策の概要

① 基幹作物の振興

- ・ 農業経営の安定を図るため、水田において加工用米を生産し出荷する農業者等を補助事業により支援します。
- ・ 麦については、排水性の向上や病気予防の管理に努めるなど多収性・品質向上につながるよう推進します。
- ・ 人と環境にやさしい農業を推進するため、「稲わら、麦わら」の有効活用を推進します。
- ・ 白菜、ニガウリ等の普及振興を推進し、畑地の有効活用を図ります。
- ・ 畜産物については、飼養管理技術の向上と優良種の導入を促進し、良質で安全な生産を推進します。また、耕畜連携を推進することにより、堆肥と稲わらの有効利用を促進し、周辺環境の保全に配慮します。

② 地場産品の振興

- ・ 県やJAと連携を図り安全安心の地場産品の振興を図ります。

③ 農地の利用集積と生産基盤の整備

- ・ 農地中間管理機構を通じ、農用地の利用の効率化及び高度化や荒廃農地発生の未然防止を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進します。
- ・ 農業の生産性向上を図るため、各種補助事業を活用し、農道整備・農業用排水路整備・圃場の区画拡大など農業生産基盤の整備を推進します。
- ・ 高齢化、混住化等の進行による地域の共同活動が困難化を迎える中で、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理が疎かとなりつつあることから、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行います。

④ 地域農業担い手の育成・支援

- ・ 地域農業の担い手・法人の継続的な営農活動を支援するため、農業用機械購入補助等の各種補助事業を実施します。

⑤ 平地林の保全

- ・ 補助事業を活用し下草刈りや枝落とし等の作業を実施し、森林保全を推進します。
- ・ 補助事業を活用し「伐倒処理事業」「樹幹注入事業」を継続し、松林の保全に努めます。
- ・ 時代の変化とともに植木業は多様化を見せているため、ＪＡ等と連携して総合的に「植木の町ちよだ」をＰＲします。

⑥ 有害鳥獣対策

- ・ 農作物の安定供給を図るため、有害鳥獣被害の対策を推進します。

（４） 主な事業

- ・ 水田農業推進総合事業 ・ 指定野菜推進事業 ・ 家畜自衛防疫事業 ・ 農業団体育成事業
- ・ 用排水路等管理事業 ・ 森林環境保全事業 ・ 緑化推進事業 ・ 農業用機械購入事業
- ・ 多面的機能支払交付金事業 ほか

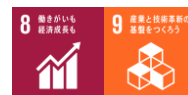
（５） 指標

目標指標	基準値 (令和５年度)	目標値 (令和１０年度)
認定農業者数（法人を除く）	５１人	５５人
農地の集積率	６１．６０％	６６．００％

基本施策4 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

4-2 商業の振興

4-2-1 商業の振興



(1) 現状と課題

商業の振興は、まちのにぎわいを保つために重要な要素となります。近年の東部地区への大型店舗の進出に伴い、町民の生活利便性は向上するとともに、主要地方道足利邑楽行田線沿線では、飲食店などの出店により人や車の流れに変化がありました。

また、ふれあいタウンちよだの商業用地内に空いている土地があるため、引き続き出店の推進を行っていく必要があります。一方で既存商店においては、経営者の高齢化や後継者不足による商店数の減少及び空き店舗数の増加など多くの課題を抱えています。

このため、商工会等との連携に努め、各種経営相談、創業や新商品の開発研究に係る支援を継続し、時代の変化に対応しながら商業の活性化を図っていく必要があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 商業用地への出店を促進します。
- ◆ 商工会と連携を図りながら、既存商店の活性化を図ります。
- ◆ 創業支援や新商品開発等を推進します。

(3) 施策の概要

① 商業用地への出店の促進

- ・ 空いている商業用地への出店を促すため、優遇措置を展開しながら町ホームページや広報紙等を活用した効果的なPRに努め、関係部門と連携しながら推進します。

② 既存商店の活性化

- ・ 既存商店の活性化のため、経営相談や融資制度の充実に努め、商工会と連携しながら固定客の減少防止と新規顧客の獲得を図り、かつ、時代のニーズに対応できるよう経営の近代化を支援します。

③ 創業や新商品開発等の推進

- ・ 商工会と連携しながら、各種制度を活用し、創業による新規参入や新商品の開発等の支援を行います。また、創業支援の一環として、空き店舗の活用も検討します。

(4) 主な事業

・ ぐんま技術革新チャレンジ事業 ・ 中小企業制度融資事業 ・ 商工会関係補助事業 ・ 創業支援事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値	目標値
小売業・卸売業の事業所数	70事業所 (令和3年)	80事業所 (令和10年)
小売業・卸売業の年間販売額	228億円 (令和3年)	380億円 (令和10年)
グルメガイド掲載店舗数	47店舗 (令和5年度)	52店舗 (令和10年度)

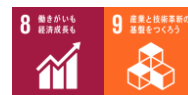


「グルメガイド」

基本施策4 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

4-3 工業の振興

4-3-1 工業の振興



(1) 現状と課題

本町には、工業団地に進出している大企業と、町内に点在している中小企業があります。

景気の低迷は続いており、特に中小企業の経営状態が厳しい状況にあります。町内企業の倒産や廃業を防ぐためにも迅速かつ的確な経営指導を行う必要があるため、商工会の適切な経営指導の強化や制度融資の迅速化に努めます。

また、工業の活性化のため、県と連携して新技術・新製品の開発、産業間の連携、企業誘致などの推進が必要になります。販路開拓の場となる企業情報交換会も継続実施が求められます。

(2) 施策の方針

- ◆ 商工会の経営指導の強化を支援します。
- ◆ 融資制度の迅速化を図ります。
- ◆ 企業集積を図り、工業の活性化に努めます。
- ◆ 新たな販路開拓につながるよう企業同士の情報交換の場の提供に努めます。

(3) 施策の概要

- ① 経営指導の強化
 - ・ 商工会の経営指導を強化するための支援に努めます。
- ② 制度融資の迅速化
 - ・ 企業の安定化に向けて、借りやすく迅速性のある制度融資の推進に努めます。
- ③ ISO認証取得の支援
 - ・ 企業の経営安定化のため、ISO国際規格の認証取得を支援します。
- ④ 新技術・新製品開発の支援
 - ・ 県との連携により、新技術・新製品の開発を行うための支援をします。
- ⑤ 工業の活性化
 - ・ 企業集積を図りながら、産業間の連携強化を進めるとともに、地域特性を生かした企業誘致などの調査・研究を推進します。

⑥ 販路開拓・情報交換の場の提供

- ・ 企業情報交換会の実施により、参加企業同士の情報交換や新たな販路開拓につながる機会を提供します。

(4) 主な事業

- ・ 商工会関係補助事業 ・ ISO 認定取得支援事業 ・ 中小企業制度融資事業
- ・ ぐんま技術革新チャレンジ事業 ・ 企業情報交換会実施事業 ほか

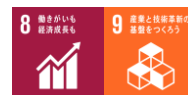
(5) 指標

目標指標	基準値 (令和3年)	目標値 (令和10年)
製造業の事業所数	82事業所	90事業所
製造業の出荷額	1,799億円	2,000億円

基本施策4 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

4-4 観光の振興

4-4-1 観光の振興



(1) 現状と課題

週末になると利根川の赤岩渡船付近では、水上スポーツを楽しむため町内外から多くの人が集まります。また、赤岩渡船、サイクリングロード、なかさと公園の利用者など利根川周辺における交流人口が年々拡大傾向にあり、これらの地域資源をさらに活用していくことが求められています。

また、既存の特産物・観光資源のPR、新たな特産物や観光資源の掘り起こし、町内の周遊観光コースの企画等により町外からのさらなる誘客を図ります。

(2) 施策の方針

- ◆ 利根川を中心とした観光を推進します。
- ◆ 新たな地域資源の発掘に努めます。
- ◆ 町外へ向けた特産物・観光情報の発信に努めます。
- ◆ 地域の歴史と文化を活かした観光推進を図ります。

(3) 施策の概要

① 利根川等を利活用した観光の推進

- ・ 水辺利用団体と連携し、利根川等を利活用した観光の検討を行います。
- ・ 近隣市町などと連携し、広域での観光を推進します。
- ・ なかさと公園のロケーションを活かした観光拠点整備を行います。

② 特産物と観光資源のPRと発掘

- ・ 既存の特産物・観光資源や新たな特産物・観光資源のPRや発掘に努めます。
- ・ 観光パンフレット等の啓発資料や各種メディアの活用による効果的な情報発信に努めます。
- ・ 町内の周遊観光コース及びツアー企画の作成により、町外からのさらなる誘客を図ります。

③ 寺社・歴史文化のPRと発掘

- ・ 拝観できる日を定期開催する仕組みづくりに努めます。
- ・ ウェブサイトやSNSを通じ寺社の魅力を発信し訪問意欲を高めます。

- ・ 地域住民と協力し寺社を舞台にした文化イベントやマルシェ等を開催していきます。
- ・ 赤岩宿周辺の活性化を目指し、継続的に周遊できる仕組みを目指します。

(4) 主な事業

- ・ なかさと公園キャンプ場等整備事業 ・ 観光誘客支援事業 ・ 観光パンフレット等作成事業
- ・ 着地型観光補助金事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
観光入込客数	66,500人	124,000人



町の新名所「涅槃像」(光恩寺)



宿泊ができる「TEMPLE STAY ZENSŌ」(宝林寺)

基本施策4 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

4-5 勤労者行政の推進

4-5-1 勤労者行政の推進



(1) 現状と課題

産業をめぐる環境の急速な変化の影響により、雇用環境は厳しい状況にあります。

引き続き、勤労者制度融資（住宅資金、生活資金）や失業対策・若年層の町外流出抑止対策などを行う必要があります。

また、国が「働き方改革」で求めている働く人の視点に立った労働環境の実現に向けた労働環境の改善や、勤労者の福利厚生事業の拡充及び女性の社会参画が今後の課題となっています。令和元年6月には、町内に障害者就労支援施設が開設されたため、連携が求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 雇用情報の提供、雇用相談への対応を推進します。
- ◆ 勤労者福祉の充実を推進します。
- ◆ 働き方改革を推進します。
- ◆ 若年層の町外流出を抑止するための対策を推進します。

(3) 施策の概要

① 雇用の安定化の推進

- ・ ハローワークや東毛若者サポートステーションを通じ、雇用情報を積極的に提供します。
- ・ 雇用安定の一環として、雇用についての相談事業を推進します。
- ・ 障がい者雇用の促進・安定に向けて、障がい者就労支援施設との連携に努めます。

② 勤労者福祉の充実

- ・ 各種企業セミナーなど、広報紙やホームページを通して勤労者への学習機会の情報を提供します。
- ・ 勤労者の福利厚生の一環として、引き続き勤労者資金融資事業(住宅資金、生活資金)を実施します。

③ 働き方改革の推進

- ・ 町職員の働き方改革を推進します。
- ・ 企業に対し、働き方改革の理念の普及と実践を促します。

- ・ 企業に対し、女性の社会参画の実践を促します。

④ 若年層の町外流出の抑止

- ・ 企業誘致や働き方改革等を推進しながら、千代田町がより魅力ある就労環境となるよう努め、若年層の地元での就労意欲の促進を図ります。

(4) 主な事業

- ・ 勤労者資金利子補給事業
- ・ 労働対策事業
- ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
雇用相談利用者数	39人	50人
職場環境改善セミナー参加事業者数	155事業者	180事業者

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり

5-1 共生社会の推進

5-1-1 人権の尊重



(1) 現状と課題

本町では、人権が尊重されるよう、様々な取組みを実施してきており、人権尊重の精神が定着しつつあります。一方で人権問題は多様化、複雑化し、一人ひとりの人権意識が求められています。人権意識向上のため、人権教育と啓発活動をより一層効果的に推進していく必要があります。

(2) 施策の方針

◆ 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します。

(3) 施策の概要

① 基本的人権の尊重

- ・ 町民一人ひとりに人権問題を正しく認識してもらうため、講演会実施やリーフレットの配布を行い、啓発活動を推進します。
- ・ 学校教育や社会教育の中で、性差、障害の有無、社会的地位の違い、国籍・人種・民族の違い等に基づくあらゆる差別をなくすため、町民の理解を深めます。
- ・ 人権擁護委員や弁護士等による相談活動の強化を図ります。

② 人権啓発の推進

- ・ 各種団体・企業等と積極的に連携・協働し、地域ネットワークを広げ、人権が尊重される地域づくりの推進を図ります。

③ 犯罪被害者等の支援

- ・ 犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現をめざし、犯罪被害者等への理解を深めるため、各機関と連携しながら教育・啓発を推進します。

(4) 主な事業

・ 人権教育講演会事業 ・ 人権教育啓発活動事業 ・ 人権教育研修会事業 ・ 人権相談事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
人権講演会参加者数	200人	380人



令和6年度開催 人権講演会

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり

5-1 共生社会の推進

5-1-2 男女共同参画社会の推進



(1) 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、すでに様々な取組みが実施されてきていますが、性別役割規範にとらわれた不平等な社会的慣習等は依然として残っています。

男女がそれぞれの人権を尊重し、社会の対等のパートナーとして、協働して家庭や地域、職場をつくるとともに、男女が共同してまちづくりに参画することが求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 男女が社会の対等な構成員として、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるまちづくりを推進します。

(3) 施策の概要

① 男女平等意識の高揚

- ・ 広報紙や小冊子の発行、講演会の開催などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供に努めます。
- ・ セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）問題等、性の尊重を阻害する要因を排除し、社会慣習の改善に努めます。

② 男女共同参画社会づくり

- ・ 各分野の委員会、審議会、地域組織など、政策や方針決定の場への一定割合の女性の登用を促進し、女性の意見をまちづくりに反映させます。
- ・ DV、セクシャルハラスメント、ストーカー行為に対する理解を深めるための啓発を行い、相談があった場合は、相談者の問題を理解し、関係機関と連携し支援を行います。
- ・ 女性の社会参加を促進するため、女性グループによる活動や社会活動の育成援助を図ります。

(4) 主な事業

- ・ 男女共同参画啓発事業
- ・ 男女共同参画研修事業
- ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
審議会等の女性委員割合	17.8%	20.0%



内閣府発行の「男女共同参画啓発パンフレット」

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり

5-2 町民参加の推進

5-2-1 協働のまちづくりの推進



(1) 現状と課題

まちづくりを進めていくためには、あらゆる分野での町民と行政の協働が重要となっています。

協働のまちづくり事業は、例年7～8団体程度の活動に対し、助成を行っています。年に1団体程度新規団体の申請があるものの、団体会員の高齢化等を理由に活動をやめる団体もあり、団体数が増えないのが現状です。また、東部地区での取組みがないことも課題となっています。

誰もが安心して最後まで暮らすためには、住民と行政が情報交換を行い、地域で関心を持ち、支え合い、人にやさしいまちづくりを推進していくことが求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 協働のまちづくりを広く推進し、町民・行政がパートナーシップをとり、一体となってより良いまちづくりを進めていきます。

(3) 施策の概要

① 協働のまちづくり事業の推進

- ・ 広報やホームページなどに協働のまちづくりの意義や活動状況・募集等積極的に掲載し、町民の方々への周知と理解を促進することにより、多くの協働のまちづくり団体の設立を目指します。

② 町既存事業の協働化の促進

- ・ 町で行っている既存事業について、協働化へ移行できる事業の検討を行い、町民と行政とがパートナーシップがとれる事業の推進を目指します。

(4) 主な事業

- ・ 協働のまちづくり事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
協働のまちづくり事業助成団体数	8団体	10団体



協働のまちづくり事業（桧内ヒガン花の会）

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり

5-2 町民参加の推進

5-2-2 地域コミュニティの支援



(1) 現状と課題

生活様式や世帯構成の変化などにより、地域社会の連帯感や人間関係の希薄化が進んでいます。町民が安心していきいきと地域社会で暮らすためには、地域コミュニティの形成が必要となります。

また、地域コミュニティを活発化させるために、各種団体との協働によるさらなる地域活動への支援や経験と知識が豊富なシニア世代が積極的に地域活動に参加するための支援が必要です。

(2) 施策の方針

- ◆ 地域コミュニティでの住民活動を支援します。
- ◆ コミュニティ活動拠点の施設整備等を支援します。

(3) 施策の概要

① 町民主体の活動の推進

- ・ 各行政区の自治活動を支援するとともに、地域のニーズと特性を生かした行政との協働事業を支援します。
- ・ 地域が行う各種活動が円滑に運営できるよう、行政区活動交付金などの支援を行い、地域のコミュニティ活動の推進に努めます。

② コミュニティ拠点施設の整備等の支援

- ・ 地域住民の活動拠点となる公民館や集会所の施設整備等を支援します。
- ・ 地域福祉や生涯学習といったコミュニティ活動に、町民が自発的かつ主体的に取り組みやすい環境整備に努めます。

③ コミュニティ活動の支援

- ・ 地域の自主的な活動やボランティア活動など、幅広い地域コミュニティ活動に関する情報提供や相談などの側面的な支援に努めます。

(4) 主な事業

- ・ 区行政運営事業
- ・ 公民館改修等補助事業
- ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
コミュニティ拠点施設の整備支援	継続実施	継続実施

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり

5-3 行財政運営

5-3-1 行政運営



(1) 現状と課題

地方分権の進展や科学技術の発展、少子高齢社会の到来、これまでにない自然災害の発生などにより、複雑化し高度化する行政課題に対応することが求められています。

本町では、行財政改革大綱に基づき各課局が行財政改革に取り組むことによって、時代に即した効率的な行財政運営を推進してきました。

厳しい経済情勢のなかで、地方自治体においては多様化する町民ニーズや新たな行政課題に対し、柔軟かつ的確な対応が求められているため、効率的かつ良質な行政サービスの提供が必要となっています。特に、情報技術による行政業務の効率化と利便性向上が喫緊の課題となっています。

また、社会情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応できる人財育成が求められています。

(2) 施策の方針

- ◆ 時代に対応した効率的で効果的な行政運営を推進します。
- ◆ 電子自治体の推進に積極的に取り組んでいきます。
- ◆ 町民サービス向上のためのＩＣＴ利活用を推進していきます。
- ◆ 町民ニーズに対応できる人財育成を図ります。

(3) 施策の概要

① 行財政改革の推進と地方分権への対応

- ・ 時代の変化や地方分権に対応すべく、町民と行政の強いパートナーシップを築くことにより、地域の特色を生かした個性豊かな町づくりを目指します。
- ・ 地方分権に対応した効果的な行政サービスが展開できるよう地方分権に関する調査・研究に努めます。

② 電子自治体の推進

- ・ 既存システムのクラウド化や緊急時における業務継続体制の整備など電子自治体の体制整備を推進します。

- ・ 総合型 G I S の一般公開、オープンデータの整備、施設予約や申請届出書をはじめとした行政手続きの電子化など I C T の利活用の推進による町民の利便性向上を図り、質の高い行政サービス提供を目指します。

③ 人財育成の推進

- ・ 各種研修の充実及び人事評価制度の適正な運用により、高い識見を備え、意欲をもって職務にあたる人財の育成に取り組むとともにマネジメント力の強化にも努めます。

(4) 主な事業

- ・ 行財政改革推進事業 ・ 人財育成事業 ・ 職員研修事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
行財政改革大綱における進捗状況	9 7 . 7 %	1 0 0 . 0 %

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり

5-3 行財政運営

5-3-2 広報・広聴活動の充実



(1) 現状と課題

広報については、情報発信の手段が幅広くなってきており、従来の広報ちよだ及び町ホームページに加え、LINE を中心とした SNS による情報発信についても積極的に取り組んでいます。それぞれの情報発信手段の特徴を生かし、効果的な情報発信を行うことが求められています。

広聴活動においては、「町への手紙」「地区懇談会」「町民集会」「町民アンケート」などあらゆる機会 で町民の意見・要望を把握する必要があります。

情報公開については、住民等の請求に応じ、町が保有する情報を原則として公開する「情報公開制度」により町政運営の透明性の向上及び公正で信頼される町政を推進しています。

(2) 施策の方針

- ◆ 様々な情報提供手段を用いて、迅速で効率的な情報提供に努めます。
- ◆ あらゆる機会を用いて、町民の意見・要望を的確に把握するよう努めます。
- ◆ 情報公開条例等に基づき、適切な情報公開を推進します。

(3) 施策の概要

① 広報活動の充実

- ・ 様々なツールによる情報発信を行うこととし、より多くの町民の方に迅速でわかりやすい情報提供に努めます。

② 広聴活動の充実

- ・ 町民の方が町政に関する意見・要望を出せる機会を設けるよう努めます。

③ 情報公開体制の充実

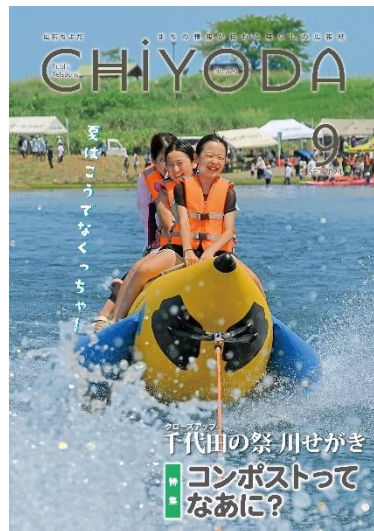
- ・ 必要に応じて情報公開ができるよう、公文書等の管理に関する法律の趣旨に基づき適正な文書管理に努めます。
- ・ 公開している行政情報の質及び内容の充実を図るとともに、町からの積極的な情報提供を推進します。

(4) 主な事業

- ・ 広報発行事業 ・ 情報公開事業 ・ ホームページ更新事業 ・ SNS 情報発信事業
- ・ 広聴事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
ホームページアクセス件数	3 4 7, 8 1 4 件	4 0 0, 0 0 0 件
千代田町公式 LINE 登録者数	—	1, 5 0 0 件



毎月のお知らせをする「広報ちよだ」

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり

5-3 行財政運営

5-3-3 健全な財政運営



(1) 現状と課題

歳入は、今後の生産年齢人口の減少により税収の伸びが期待できない状況にあります。歳出は、経常的な事業による財政構造の硬直化に加えて、幼児教育・保育の無償化をはじめとした全世代型社会保障への転換、公共施設の老朽化に伴う適正管理の実施など、新たな財政需要が生じており、厳しい状況が見込まれています。

このような中で、社会情勢の変化や新たな行政需要に対応しうる持続可能な財政基盤を構築するためには、積極的な自主財源の確保を図りつつ、経常経費の徹底した削減を行うとともに、事業の抜本的見直しを行う必要性があります。

(2) 施策の方針

- ◆ 健全で持続可能な財政運営に努めます。
- ◆ わかりやすい財政情報の公表に努め、財政運営の透明性を高めます。

(3) 施策の概要

- ① 財政構造の見直し
 - ・ 硬直化している財政を健全化するため、受益者負担の適正化を図るとともに、経常経費の削減や事業の抜本的見直しにより財政構造の改善に努めます。
- ② 財政運営の透明化
 - ・ 事業の抜本的見直しを行うに当たり、町民と行政の信頼関係を構築するため、わかりやすい財政情報の公表に努め、財政運営の透明性を高めます。
- ③ 行財政改革の推進
 - ・ 積極的な行財政改革を推進し、健全で持続可能な行財政運営を目指します。

(4) 主な事業

- ・ 行財政改革推進事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
経常収支比率	9 3 . 6 %	9 0 . 0 %

基本施策5 みんなで支え合う協働のまちづくり

5-3 行財政運営

5-3-4 広域行政の充実と連携



(1) 現状と課題

地方分権や社会経済環境の変化、交通・道路網の整備促進等により、広域行政ニーズはますます多様化するものと予想されます。また大規模な自然災害や感染症なども個別の市町村だけでは効率的に対応できない行政課題として今後増加していくことが予想されています。一部事務組合や各種協議会への参加・共同運営はもとより、広域圏の枠を越えた各地の自治体などと地域課題に対応する施策の検討や各分野における事業連携の積極的な強化が必要です。

(2) 施策の方針

- ◆ 広域行政の連携を強化し、情報の共有化を図ります。
- ◆ 必要と考えられる広域行政について研究・検討を行います。

(3) 施策の概要

① 広域行政の充実

- ・ 広域行政を形成する近隣の市町との連携を強化し、広域的に処理を行うことが適当である事業については、極力広域化を進めていきます。

② 広域行政の研究

- ・ 道州制や市町村合併などの動向を見極めながら広域行政の充実に向け、調査・研究も引き続き行っていきます。

(4) 主な事業

- ・ 邑楽館林医療企業団事業 ・ 館林地区消防組合事業 ・ 大泉町外二町環境衛生事業
- ・ 太田市外三町広域清掃事業 ・ 館林衛生施設組合事業 ・ 館林邑楽総合開発促進事業
- ・ 東毛地方拠点都市地域整備推進事業 ・ 両毛広域都市圏総合整備推進事業
- ・ 東武鉄道整備促進事業 ・ 利根川新橋建設促進事業 ほか

(5) 指標

目標指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
両毛交流イベント参加者数	416人	500人



令和6年度開催 りょうもうグummyシールラリー パンフレット

參考資料

昭和45年12月24日

条例第48号

(設置)

第1条 千代田町総合開発計画に関し、町長の諮問に応じて必要な事項の調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、千代田町総合開発計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員60人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員 10人以内
- (2) 知識経験のある者 50人以内

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千代田村新村建設審議会設置条例は、廃止する。

○千代田町総合開発計画審議会委員名簿

◎会長・○副会長

区 分		氏 名	役 職 名	備 考
町議会議員	住民代表	◎柿 沼 英 己	議会議長	
	住民代表	森 雅 哉	議会副議長	
知識経験者	住民代表	○岩 橋 逸 男	区長会長	
	住民代表	森 田 榮	民生委員児童委員協議会長	
	住民代表	野 村 洋 一	子ども会育成会連絡協議会長	
	住民代表	増 田 まどか	西こども園保護者会長	
	産業界	高 野 広	商工会長	
	産業界	早 川 浩 之	邑楽館林農業協同組合永楽支所長	
	行政機関	浅 香 大	群馬県館林行政県税事務所次長	
	行政機関	小 貫 裕 康	千代田消防署長	
	教育機関	大 野 正 人	千代田西小学校長	
	教育機関	柿 沼 正 博	社会教育委員長	
	金融機関	角 田 悟	群馬銀行館林支店長	～R2.9.22
	金融機関	本 島 勝 則	群馬銀行館林支店長兼千代田支店長	R2.9.23～
	金融機関	北 村 啓 司	東和銀行千代田支店長	～R2.9.30
	金融機関	本 間 宏 之	東和銀行千代田支店長	R2.10.1～
	労働団体	久保田 馨	社会福祉協議会長	
	労働団体	蛭 間 泰四郎	農業委員会会長	
	メディア	阿 部 和 也	上毛新聞社東毛総局長	

○諮問書

千 発 第 353 号

令和2年 7月 3日

千代田町総合開発計画審議会

会 長 柿 沼 英 己 様

千代田町長 高 橋 純 一

千代田町第六次総合計画について（諮問）

千代田町第六次総合計画について、現在、原案の作成に取り組んでおります。

つきましては、千代田町総合開発計画審議会条例第1条の定めにより、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

千代田町第六次総合計画について

○答申書

令和2年11月13日

千代田町長 高橋 純 一 様

千代田町総合開発計画審議会
会 長 柿 沼 英 己

千代田町第六次総合計画について（答申）

令和2年7月3日付け千発第353号で諮問のありました「千代田町第六次総合計画」について、当審議会において慎重に審議を行いました。

今回の計画策定に当たっては、千代田町総合計画と千代田町総合戦略を一体化することで、より実効性を持たせるべく取り組むとともに、今後8年間のまちづくりにおいて、町民と行政が協働し、豊かな自然を活かしながら、元気で活力あるまちづくりを目指すものであり、これを適当であると認め、下記の意見を付して別添「千代田町第六次総合計画（原案）」のとおり答申いたします。

記

1. 町の将来像として掲げた「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」を実現すべく、重点施策及び5つの基本施策を中心にまちづくりに努められたい。
2. 将来人口の推計において設定した人口目標を達成すべく、重点施策「人口減少社会に対応したまちづくり」について、積極的に取り組まれたい。
3. 総合計画に位置付けられた各種施策に基づき、事業が効果的に実施されるよう重要業績評価指標（KPI）や目標指標を中心とした進捗管理に努められたい。

なお、総じて、本審議会の審議過程における建設的な委員各位の意見を尊重し、より適切な対応を図ることにより、計画の策定とその実現に広く反映されたい。

○千代田町第六次総合計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田町第六次総合計画（以下「総合計画」という。）策定事務の円滑な推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 町の将来の健全な発展を図るために策定する町政の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画より構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針として、本町の特徴を踏まえたまちづくりの基本理念や将来都市像を示し、かつ、長期的な視点に立った基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、町の施策及び根幹的事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(策定委員会)

第3条 総合計画を策定するため、千代田町第六次総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

- 2 策定委員会は、総合計画案策定のための最高調整組織で、町長との連絡、専門部会の調整等計画案策定のすべての統括を行うとともに、計画案の基本的方針を決定する。
- 3 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は副町長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。
- 6 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第4条 策定委員会の補助組織として、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、担当部門における現状調査、分析と将来構想、基本計画の素案を案の策定するほか、総合計画の策定に必要な事務を行う。
- 3 専門部会は次の部会により構成する。
 - (1) 総務部会
 - (2) 福祉教育部会

(3) 建設経済部会

- 4 専門部会は、部会ごとに部会長、副部会長及び委員をもって組織する。
- 5 部会長及び副部会長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 6 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職を代理する。

(関係職員等の出席)

第5条 策定委員会及び専門部会に必要があるときは、関係職員及び知識経験者を招き、意見等を聞くことができる。

(会議)

第6条 策定委員長は、必要があると認めた時は、部会長及び副部会長を招集し、会議を開くことができる。

(庶務)

第7場 策定委員会の庶務は、総務課企画調整係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に定めるもののほか、総合計画策定に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、千代田町第六次総合計画の策定が完了したときに廃止する。

別表（第3条関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・総務課長・財務課長・住民福祉課長・健康子ども課長・環境下水道課長・経済課長（農業委員会事務局長）・都市整備課長・会計管理者（会計課長）・議会事務局長・教育委員会事務局長 |
|--|

○策定委員名簿

令和2年4月1日現在

役 名	職 名	氏 名	所属部会	備 考
委 員 長	副町長	石橋 俊昭		
副委員長	教育長	岡田 哲		
委 員	総務課長	柿沼 孝明	総務部会	
〃	企画財政課長	宗川 正樹	総務部会	
〃	税務会計課長	高田 充之	総務部会	
〃	住民福祉課長	須永 洋子	福祉教育部会	
〃	健康こども課長	茂木 久史	福祉教育部会	
〃	産業観光課長	坂部 三男	建設経済部会	
〃	農業委員会事務局長	(坂部 三男)	建設経済部会	
〃	建設環境課長	栗原 弘明	建設経済部会	
〃	都市整備課長	荻野 俊行	建設経済部会	
〃	議会事務局長	荒井 稔	総務部会	
〃	教育委員会事務局長	久保田 新一	福祉教育部会	

※策定委員会事務局

	職 名	氏 名	備 考
事務局長	企画財政課長	宗川 正樹	
事務局	企画調整係長	鈴木 貴士	
〃	主任	笈沼 倫矢	
〃	主任	手塚 伸也	
〃	主事	近藤 雅人	

○専門部会委員名簿

令和2年4月1日現在

部会名	策定委員兼専門部会委員		専門部会委員	
	職名	氏名	職名	氏名
総務	◎総務課長 ○企画財政課長 税務会計課長 議会事務局長	柿沼 孝明 宗川 正樹 高田 充之 荒井 稔	秘書係長 行政係長 危機管理室長 企画調整係長 財政係長 町民税係長 固定資産税係長 収納係長 会計係 主事 議会事務局 主事	関口 健児 大川 智之 野村 英世 鈴木 貴士 大谷 英希 橋本 稔 新島 紀幸 小林 良輔 三澤 麻菜 小林 真緒
福祉教育	◎健康こども課長 ○住民福祉課長 教育委員会事務局長	茂木 久史 須永 洋子 久保田新一	住民係長 保険年金係長 福祉係長 介護保険係長 包括支援センター長 包括支援センター係長 健康推進係長 子育て支援係長 東こども園長 西こども園長 東こども園副園長 西子ども園副園長 総務係長 学校教育係長 図書館長 町民プラザ館長 生涯学習係長 スポーツ振興係 主任 給食センター所長	森田 恵理 大谷菜穂子 高橋 史幸 高木 敏行 筑比地浩子 柳橋 定輔 赤坂 妙子 酒巻 伸治 細 田 かおり 大澤 ひとみ 阿部 典子 高山 真実 下山 智徳 須永 努 齋藤 晴彦 橋本 光弘 坂川 剛 秋本 憲利 小暮 秀樹
建設経済	◎都市整備課長 ○建設環境課長 産業観光課長 (農業委員会事務局長)	荻野 俊行 栗原 弘明 坂部 三男	農政係長 商工観光係長 農業委員会事務局係長 土木管理係長 環境係長 下水道係長 都市計画係長 企業誘致推進室長	山下 明範 坂本 光庸 遠藤 弘章 森田 晃央 島田 利隆 齋藤 正直 吉永 泰久 赤井 聡

※専門部会について、「◎」部会長、「○」副部会長とする。

○計画策定経過

年 月 日	取 組 内 容
令和元年 7 月 1 日	第 1 回策定委員会
令和元年 7 月 4 日	第六次総合計画策定に伴うトップインタビュー
令和元年 7 月	千代田町第六次総合計画策定のための中学生アンケートの実施
令和元年 9 月 5 日～20 日	千代田町第六次総合計画策定のための住民アンケートの実施
令和元年 9 月 12 日	第 1 回専門部会・合同会議
令和 2 年 4 月 20 日	第 2 回策定委員会
令和 2 年 4 月 20 日	第 2 回専門部会・合同会議（書面会議）
令和 2 年 6 月 3 日	第 3 回策定委員会
令和 2 年 7 月 3 日	総合開発計画審議会への諮問
令和 2 年 7 月 3 日	第 1 回総合開発計画審議会
令和 2 年 7 月 20 日	第 3 回専門部会・合同会議（書面会議）
令和 2 年 8 月 19 日	第 2 回総合開発計画審議会
令和 2 年 9 月 11 日	千代田町役場女性職員との総合計画に関する意見交換 第 1 回
令和 2 年 9 月 18 日	議会全員協議会において総合計画の進捗状況説明
令和 2 年 9 月 29 日	千代田町中学校生徒会との総合計画に関する意見交換
令和 2 年 9 月 30 日	第 3 回総合開発計画審議会
令和 2 年 10 月 2 日	千代田町役場女性職員との総合計画に関する意見交換 第 2 回
令和 2 年 10 月 5 日～11 月 4 日	パブリックコメント実施（意見提出 2 名・6 件）
令和 2 年 10 月 13 日～16 日	第六次総合計画及び事務事業ヒアリングの実施
令和 2 年 10 月 29 日	第 4 回専門部会・合同会議（書面会議）
令和 2 年 11 月 9 日	第 4 回策定委員会
令和 2 年 11 月 13 日	第 4 回総合開発計画審議会
令和 2 年 11 月 13 日	総合開発計画審議会から町長へ答申
令和 2 年 11 月 18 日	議会全員協議会において総合計画（基本構想・基本計画）説明
令和 2 年 12 月 4 日	千代田町第六次総合計画・基本構想 議案上程
令和 2 年 12 月 7 日	千代田町第六次総合計画・基本構想 議案可決

○総合戦略・後期基本計画改定委員名簿

一般公募により選出された委員及び行政による千代田町まちづくり戦略会議において、前期基本計画の評価をするとともに総合戦略及び後期基本計画の改訂を実施いたしました。

一般

令和6年6月26日現在

区 分	氏 名	備 考
住民代表	小林 博史	
住民代表	原田 美羽	
住民代表	鈴木 健一	
住民代表	加藤 俊雄	
住民代表	関口 達也	

行政

職 名	氏 名	備 考
副町長	宗川 正樹	
総務課長	荻野 俊行	
総合政策課まちづくり戦略室長	伊藤 和秀	
総務課秘書係長	関口 健児	

事務局

職 名	氏 名	備 考
総合政策課長	須永 洋子	
総合政策課政策推進係長	木津川 雅	

アドバイザー

職 名	氏 名	備 考
外部アドバイザー	林 博司	合同会社 LOCUS BRIDGE COO 最高執行責任者

○計画改定経過

年 月 日	取 組 内 容
令和 6 年 6 月 26 日	第 1 回まちづくり戦略会議
令和 6 年 7 月 1 日～31 日	第六次総合計画及び事務事業ローリングの実施
令和 6 年 9 月 1 日	第 2 回まちづくり戦略会議
令和 6 年 10 月 26 日	第 3 回まちづくり戦略会議
令和 6 年 12 月 5 日～11 日	第六次総合計画及び事務事業ヒアリングの実施
令和 6 年 12 月 14 日	第 4 回まちづくり戦略会議
令和 6 年 12 月 14 日	千代田町役場課局長との総合計画に関する意見交換
令和 7 年 1 月 30 日～2 月 28 日	パブリックコメント実施（意見提出 1 名・1 件）
令和 7 年 2 月 4 日	第 5 回まちづくり戦略会議
令和 7 年 2 月 4 日	第 5 回まちづくり戦略会議において町長に報告
令和 7 年 2 月 17 日	議会全員協議会において総合計画（総合戦略・後期基本計画）説明
令和 7 年 3 月	千代田町第六次総合計画（総合戦略・後期基本計画）改訂

千代田町まちづくり戦略会議設置要綱

（設置）

第1条 千代田町の更なる発展に向けて、住民から公募で委員を募り、また外部からの指導や助言をもらいながら、町最上位計画である千代田町総合計画（以下「総合計画」という。）に基づき、官民が連携し「まちづくり」に関する定期的な意見交換を目的として、千代田町まちづくり戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 戦略会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 総合計画に基づいて、事業計画、活動プログラム等の企画及び策定に関すること。
- （2） その他目的達成のために、必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 戦略会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を充て、町長が委嘱する。

- （1） 副町長
- （2） 総務課長
- （3） 総合政策課長
- （4） 戦略会議に関係する行政機関の職員
- （5） 一般公募による町民
- （6） その他戦略会議に必要な人財と町長が認めた者

（委員の任期）

第4条 戦略会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 戦略会議の委員長は、副町長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、総務課長又は総合政策課長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 戦略会議は、年6回程度を目安として委員長が招集し会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、戦略会議の検討の結果有効とされた事項について、町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、総務課において総合政策課の協力を得て処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

千代田町第六次総合計画

令和 3 年 3 月 （改訂）令和 7 年 3 月

発行 千代田町

編集 千代田町総合政策課政策推進係

〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1

T E L : 0276-86-2111（代表）

F A X : 0276-86-4591

U R L : <http://www.town.chiyoda.gunma.jp>



千代田町のマスコットキャラクターみどりちゃん

千代田町植木の里マスコットキャラクター樹里ちゃん